



接続約款変更認可申請書

西設相制第5号
平成28年5月18日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぽちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第3章 協定の締結手続き等 第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第34条の4 1～13 (略)</p>	<p>第3章 協定の締結手続き等 第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第34条の4 1～13 (略)</p> <p>14 当社は、1の光配線区域内で協定事業者が接続する光局外スプリッタの収容上限まで光信号分岐端末回線を収容していない場合は、当該スプリッタに光信号分岐端末回線を収容するものとします(収容の判断は、第2項に規定する提供可能時期に係る情報を回答する際又は第5項に規定する当社の準備が整う時期に係る情報を通知する際に行うものとします。)。ただし、次の各号に定める場合を除きます。</p> <p>(1) 光局外スプリッタを収容する端子函又は光局外スプリッタの制限により、当該スプリッタへ新たな光信号分岐端末回線を収容できない場合</p> <p>(2) 電柱の支障移転等により、光局外スプリッタの撤去が予定されている場合</p> <p>(3) 電柱の土地所有者等の要望により、接続する光信号分岐端末回線に係る工事を当該電柱において行えない場合</p> <p>(4) 接続申込者から要望がある場合</p> <p>(5) その他当社の業務運営上支障がある場合</p> <p>15 協定事業者は、当社が前項に規定する収容を行っていない場合は、当社に対し、収容上限まで光信号分岐端末回線を収容するよう求めることができるものとします。</p>
<p>第10章 料金等 第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務) 第64条 1～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(網改造料の支払義務) 第66条 1～4 (略)</p> <p>5 前各項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第64条(定額制の網使用料の支払義務)第3項及び第4項を準用することとし、同条第3項中「定額制の網使用料」とあるのは「網改造料」と読み替えるものとします。</p>	<p>第10章 料金等 第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務) 第64条 1～3 (略)</p> <p>4 協定事業者は、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第15項に規定する収容に変更した場合は、当社が同条第14項に規定する収容を行っていないことにより生じた光信号主端末回線等の網使用料の支払いを要しません。</p> <p>5 (略)</p> <p>(網改造料の支払義務) 第66条 1～4 (略)</p> <p>5 前各項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第64条(定額制の網使用料の支払義務)第3項及び第5項を準用することとし、同条第3項中「定額制の網使用料」とあるのは「網改造料」と読み替えるものとします。</p>

第4節 料金の計算及び支払い

(定額制の網使用料及び網改造料の計算方法)

第69条

1 (略)

2 当社は、第64条(定額制の網使用料の支払義務)第1項第2号若しくは第3号、第2項、第3項又は第66条(網改造料の支払義務)第5項の規定に該当するときに限り、定額制の網使用料又は網改造料について、その利用した暦日数に応じて日割を行います。

この場合において、第64条第3項又は第66条第5項に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

第16章 雑則

(光回線設備等に係る情報の提供)

第99条の6

1～2 (略)

3 (略)

- (1) (略)
- (2) 光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標
- (3) (略)

第4節 料金の計算及び支払い

(定額制の網使用料及び網改造料の計算方法)

第69条

1 (略)

2 当社は、第64条(定額制の網使用料の支払義務)第1項第2号若しくは第3号、第2項、第3項、第4項又は第66条(網改造料の支払義務)第5項の規定に該当するときに限り、定額制の網使用料又は網改造料について、その利用した暦日数に応じて日割を行います。

この場合において、第64条第3項又は第66条第5項に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

第16章 雑則

(光回線設備等に係る情報の提供)

第99条の6

1～2 (略)

3 (略)

- (1) (略)
- (2) 光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標
- (3) (略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考		
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端末 回線 によ り伝 送を 行う 機能	ア~イ (略)		(略)		
		ウ 1 芯 式 の も の	(7) 保守の 区別がタイ プ1-1の もの	① 平成27年4月1日から平成 28年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①A欄に規 定する料金 額
				② 平成28年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①B欄に規 定する料金 額
			(4) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	① 平成27年4月1日から平成 28年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規 定する料金 額
				② 平成28年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規 定する料金 額

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考		
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端末 回線 によ り伝 送を 行う 機能	ア~イ (略)		(略)		
		ウ 1 芯 式 の も の	(7) 保守の 区別がタイ プ1-1の もの	① 平成28年4月1日から平成 29年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①A欄に規 定する料金 額
				② 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①B欄に規 定する料金 額
				③ 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①C欄に規 定する料金 額
				④ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①D欄に規 定する料金 額
		(4) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	(7) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	① 平成28年4月1日から平成 29年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規 定する料金 額
				② 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規 定する料金 額
				③ 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②C欄に規 定する料金 額

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額		
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		
	エ 2 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,370円		
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,052円		
		(イ) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,370円		
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,052円		
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,562円		

						④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②D欄に規定する料金額
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額			
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額			
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額			
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③D欄に規定する料金額			
	エ 2 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,234円			
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,922円			
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,726円			
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,852円			
		(イ) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,234円			
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,922円			
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,726円			
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,852円			
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,421円			

				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,234円	
(4)～(4)-2(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	6,292円		
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	6,292円		
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能)	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいい	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,185円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,026円	

				② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,100円	
				③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,898円	
				④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,998円	
(4)～(4)-2(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	6,229円		
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	6,229円		
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能)	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいい	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,117円	
				B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,961円	
				C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,863円	

		ます。以下同じとします。)を利用する場合				
	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,185円		
		B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,026円		
	③ ① ②以外のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,281円		
		B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,117円		

		ます。以下同じとします。)を利用する場合				
	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,426円		
		A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,117円		
		B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,961円		
		C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,863円		
		D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,426円		
	③ ① ②以外のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,211円		
		B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,050円		
		C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,949円		
		D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,499円		

		(イ) 光回線設備 接続モジュールにおいてフ ィルタを利用 しない場合	① 保 守の 区別 がタイ プ1- 1の もの	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,185円			
				B 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	3,026円			
				② 保 守の 区別 がタイ プ1- 2の もの	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,185円		
			③ ① ②以 外の もの	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,281円			

		(イ) 光回線設備 接続モジュールにおいてフ ィルタを利用 しない場合	① 保 守の 区別 がタイ プ1- 1の もの	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,117円			
				B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,961円			
				C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,863円			
				D 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,426円			
				② 保 守の 区別 がタイ プ1- 2の もの	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,117円		
						③ ① ②以 外の もの	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,211円

				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,117円							
イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,947円	—								
								② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,770円			
								① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,947円	—		
(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,947円	—									
							② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,770円				

				B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,050円							
イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,679円	—								
								② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,542円			
								③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,455円			
								④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,044円			
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,679円	—								
								② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,542円			
								① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,679円	—		
C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,949円											
							D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,499円				

		(ウ) (7)(イ) 以外の もの	① 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,031円	
			② 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,850円	
(7)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5-2 欄で接 続する	端末回線を収容する伝送装置(端 末回線を終端するための装置に限 ります。)及び端末回線により伝 送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	6,153円		
		6Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	7,951円		
		9Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	8,647円		
		12Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	9,285円		
		15Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	9,923円		
		18Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	10,619円		
		21Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	11,257円		

			③ 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,455円	
			④ 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,044円	
		(ウ) (7)(イ) 以外の もの	① 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,755円	
			② 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,614円	
			③ 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,525円	
			④ 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,102円	
(7)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5-2 欄で接 続する	端末回線を収容する伝送装置(端 末回線を終端するための装置に限 ります。)及び端末回線により伝 送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	7,644円		
		6Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	10,254円		
		9Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	11,211円		
		12Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	12,168円		
		15Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	13,125円		
		18Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	13,995円		
		21Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	14,952円		

場合)	24Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,895 円
	27Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,591 円
	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,229 円
	33Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,925 円
	36Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	14,563 円
	39Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	15,201 円
	42Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	15,897 円

場合)	24Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	15,909 円
	27Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	16,866 円
	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	17,736 円
	33Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	18,693 円
	36Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	19,650 円
	39Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	20,607 円
	42Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	21,564 円

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考	
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限りませ す。)により1芯にて伝送を行う機能	ア 保守 の区 別が タイ プ1 -1 の も の	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,375円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考	
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限りませ す。)により1芯にて伝送を行う機能	ア 保守 の区 別が タイ プ1 -1 の も の	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,175円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

	イ 保守 の 区 別 が タイ プ 1 - 2 の もの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,375円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1 第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			ウ アイ 以外	(7) 平成27年4月1日から平成28	1回線ごとに

	イ 保守 の 区 別 が タイ プ 1 - 2 の もの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,175円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			ウ アイ 以外	(7) 平成28年4月1日から平成29	1回線ごとに

		もの の	年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額に、533円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる533円のうち、519 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(イ) 平成28 年4月1日 から平成29 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額に、527円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる527円のうち、513 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(ウ) 平成29 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	平成29年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(ウ)欄 に規定する料金 額に、602円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる602円のうち、588 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。

		もの の	年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額に、527円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる527円のうち、513 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(イ) 平成29 年4月1日 から平成30 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額に、602円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる602円のうち、588 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(ウ) 平成30 年4月1日 から平成31 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)③欄 に規定する料金 額に、529円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる529円のうち、518 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考	月額	
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料				(略)	(略)	(略)		
イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額				
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額				
	(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	168円				
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	152円				
		ウ 2芯式のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	336円			
			(イ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	304円			
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ	ア 光信号分岐端末回線に	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置す	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	312円			

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考	月額	
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料				(略)	(略)	(略)		
イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額				
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額				
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額				
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)④欄に規定する料金額				
	(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	185円				
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	181円				
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	181円				
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	169円				
		ウ 2芯式のもの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	370円			
			(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	362円			
		(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	362円				
		(エ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	338円				
		(2) 2-1-1-1 第2欄ウ	ア 光信号分岐端末回線に	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置す	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	484円	

欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	係る加算料	るものに限ります。)を利用するもの	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	312円			
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	321円			
			(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの		1光信号分岐端末回線ごとに	316円
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの			1光信号分岐端末回線ごとに		316円	
		C AB以外のもの			1光信号分岐端末回線ごとに		325円	
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの		A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに		312円	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに		312円	
				C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに		321円	
		イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに		2,947円	
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに		2,770円	

欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	係る加算料	るものに限ります。)を利用するもの	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	484円			
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	499円			
			(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの		1光信号分岐端末回線ごとに	489円
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの			1光信号分岐端末回線ごとに		489円	
		C AB以外のもの			1光信号分岐端末回線ごとに		504円	
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの		A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに		484円	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに		484円	
				C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに		499円	
		イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに		2,679円	
				② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに		2,542円	
③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに			2,455円				
④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに			2,044円				

	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,947円
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,770円
	(ウ) (7) (イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	3,031円
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,850円

	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,679円
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,542円
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,455円
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,044円
	(ウ) (7) (イ)以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,755円
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,614円
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,525円
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,102円

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区分		単位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウに係る規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(ア) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,375円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ア)①に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ア)①に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ア)②に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ア)②に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①に規定する料金額

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区分		単位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウに係る規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(ア) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,175円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ア)①に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ア)①に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ア)②に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ア)②に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①に規定する料金額

			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの		(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,375円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの		(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,175円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2第2欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2第2欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2第2欄イ(4)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2第2欄イ(4)①欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			(4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			(4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの		(フ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,443円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		ウ アイ以外のもの	(フ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,237円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	
1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	---	--

			(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	-----------------------------------	---------------	--	--

第2 網改造料

2 料金額

(略)

2-1の2 個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

(略)

(1) (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ 転用物品価額は、次の算出式により算定します。

$$\text{転用物品価額} = (\text{取得固定資産価額} - \text{当該設備の定率法による償却累計額}) \times \text{物品費} / \text{取得固定資産価額}$$

この場合において、取得固定資産価額は、2-1に規定する設備管理運営費工(イ)と(オ)の合計とします。

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)～(25) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供) 第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア (略)	(略)	(略)
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	(略)
	ウ (略)	(略)	(略)	(略)

第2 網改造料

2 料金額

(略)

2-1の2 個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

(略)

(1) (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ 転用物品価額は、次の算出式により算定します。

$$\text{転用物品価額} = (\text{取得固定資産価額} - \text{当該設備の償却累計額}) \times \text{物品費} / \text{取得固定資産価額}$$

この場合において、取得固定資産価額は、2-1に規定する設備管理運営費工(イ)と(オ)の合計とします。

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)～(25) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供) 第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア (略)	(略)	(略)
		イ 第2号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	(略)
	ウ (略)	(略)	(略)	(略)

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

2 負担額

区分		単位	負担額	備考	
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	328 円	
		(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	332 円
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	327 円

別表4 違約金

第1～5（略）

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.17%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2)～(3)（略）	(略)

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

2 負担額

区分		単位	負担額	備考	
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	320 円	
		(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	324 円
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	320 円

別表4 違約金

第1～5（略）

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.07%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2)～(3)（略）	(略)

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）

1～3 （略）

（網使用料の算定に係る措置）

4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで適用するものに限り、）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとし、

5 （略）

（経過措置）

6 （略）

（1）適用

区 分	内 容
ア （略）	（略）
イ 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1 第 2 欄ウ欄又は附則第 4 項（1）網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に（2）端末回線伝送機能イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、附則第 4 項（1）網使用料エ欄に掲げる料金額を組み合わせ適用するときは、（1）網使用料エ欄に規定する機能を適用するときは、1 の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は 8 を、1 の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は 4 を限度とします。

（2）端末回線伝送機能

ア 基本料

区 分		単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 1-3 欄で接続する場合）	光信号主 端末回線 （光局外 スプリッ タを含む ものであ って、分 岐できる 光信号分 岐端末回 線の数が 4 を限度 とするも のに限り ます。） により 1 芯にて伝 送を行う	(7) ① 保守の区別がタイプ 1-1 のもの	A 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで適用する料金	1 回線ごとに 2,958 円
			B 平成 28 年 4 月 1 日以降に適用する料金	1 回線ごとに 2,781 円

月額

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）

1～3 （略）

（網使用料の算定に係る措置）

4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで適用するものに限り、）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとし、

5 （略）

（経過措置）

6 （略）

（1）適用

区 分	内 容
ア （略）	（略）
イ 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1 第 2 欄ウ欄又は附則第 4 項（1）網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に（2）端末回線伝送機能イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、附則第 4 項（1）網使用料エ欄に掲げる料金額を組み合わせ適用するときは、1 の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は 8 を、1 の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は 4 を限度とします。

（2）端末回線伝送機能

ア 基本料

区 分		単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 1-3 欄で接続する場合）	光信号主 端末回線 （光局外 スプリッ タを含む ものであ って、分 岐できる 光信号分 岐端末回 線の数が 4 を限度 とするも のに限り ます。） により 1 芯にて伝 送を行う	(7) ① 保守の区別がタイプ 1-1 のもの	A 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで適用する料金	1 回線ごとに 2,684 円
			B 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで適用する料金	1 回線ごとに 2,547 円
			C 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで適用する料金	1 回線ごとに 2,460 円
			D 平成 31 年 4 月 1 日以降に適用する料金	1 回線ごとに 2,049 円

月額

機能	② 保守の 区別が タイプ1 -2の もの	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,958円		
		B 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,781円		
		A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	3,042円		
		B 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,861円		
	(イ) 複数 年段 階料 金を 適用 する	① 保守の 区別が タイプ1 -1	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,384円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
				1回線ご とに	第2欄ア (7)①A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。

機能	② 保守の 区別が タイプ1 -2の もの	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,684円		
		B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,547円		
		C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,460円		
		D 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,049円		
	③ ①② 以外 のもの	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,760円		
		B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,619円		
		C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,530円		
		D 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,107円		
	(イ) 複数 年段 階料 金を 適用 する	① 保守の 区別が タイプ1 -1	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,179円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
				1回線ご とに	第2欄ア (7)①A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。

		場合 の もの		1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			B 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			C 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄ア(7)①欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		② 保守の 区別が タイプ1 -2の もの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,384円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額に、517	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる

		場合 の もの		1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①C欄に規定する料金額に、516円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		② 保守の 区別が タイプ1 -2の もの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,179円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額に、512	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる

				円を加算した料金額	517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		B 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		C 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄ア(7)②C欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
③ ①② 以外のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,452円		接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに		第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
		1回線ごとに		第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	B 平成28年4月1日から平成	1回線ごとに		第2欄ア(7)③B欄	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に

				円を加算した料金額	512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②C欄に規定する料金額に、516円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
③ ①② 以外のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,241円		接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに		第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
		1回線ごとに		第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	B 平成29年4月1日から平成	1回線ごとに		第2欄ア(7)③B欄	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に

				29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	に規定する料金額	適用します。
				C 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄ア(7)③欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
								接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額	に規定する料金額	適用します。
				C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③C欄に規定する料金額に、530円を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる530円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
								接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる530円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせる利用するものに限り、加算料	① 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線ごとに	2,958円	
			平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,781円	
			B 保守の区別が	1光信号主端末回線ごとに	2,958円	
			平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金			

イ 加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせる利用するものに限り、加算料	① 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線ごとに	2,684円	
			平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,547円	
			平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,460円	
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,049円	
			B 保守の区別が	1光信号主端末回線ごとに	2,684円	
			平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金			

			タイプ1-2のもの	平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,781円	
			C AB以外のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	3,042円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,861円	
	② 複数段階料金を適用する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの		平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,384円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかか

			タイプ1-2のもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,547円	
				平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,460円	
				平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,049円	
			C AB以外のもの	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,760円	
				平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,619円	
				平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,530円	
				平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,107円	
	② 複数段階料金を適用する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの			平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,179円
			1光信号主端末回線ごとに			平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1光信号主端末回線ごとに			平成28年4月1日から平成29年3月	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかか

				31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	ならず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに 平成29年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、588円を加算	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	ならず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

					した料金 額	
B 保 守 の 区 別 が タイ プ 1 ー 2 の もの	平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,384円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。		
		1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。		
	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。			
	平成28年4月1 日から平成29年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。		
		1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料		

					に、516 円を加算 した料金 額	
B 保 守 の 区 別 が タイ プ 1 ー 2 の もの	平成28年4月1 日から平成29年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,179円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。		
		1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。		
	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額 に、512 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 512円のうち、499円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。			
	平成29年4月1 日から平成30年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成29年 4月1日 から平成 30年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。		
		1 光信号 主端末回 線ごとに	平成29年 4月1日 から平成	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料		

					29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
C AB以外のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,452円	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
						接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
						平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する

						30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、516円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
C AB以外のもの	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,241円	1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
						接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	
						平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円に

				第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	のみ消費税相当額を加算するものとします。
	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額		接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	平成29年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	のみ消費税相当額を加算するものとします。
	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額		接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、530円を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる530円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

(イ) 附則第4項(1) 網使用料イ(7)② 欄に規定する機能に係る加算料	固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	10,760円	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	10,760円	

					した料金額
(イ) 附則第4項(1) 網使用料イ(7)② 欄に規定する機能に係る加算料	固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	10,085円	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	10,085円	

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表(第2表(工事費及び手続費))に係るものを除きます。)、別表4(違約金)、附則(平成26年4月9日西設相制第116号)及び第2項から第5項までに係るものについては、平成28年4月1日に遡及して適用します。また、第6項に係るものについては、平成32年3月31日までの間に限り適用するものとします。

(網使用料の算定に係る措置)

2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能について、この改正規定実施前に適用した網使用料の原価の実績値(平成27年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。))と収入の実績値との差額(以下この附則において「前期差額」といいます。))を、この改正規定実施以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。

3 当社は、この改正規定に係る平成27年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額(平成27年度に係るものに限り、)との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えてそれ以降に適用される網使用料を変更する措置を講じるものとします。

4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料(平成28年4月1日から平成32年3月31日まで適用するものに限り、)について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

5 当社は、前2項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

(光信号主端末回線の接続料の一部支払延期)

6 光信号主端末回線と接続している協定事業者(当該接続に係る接続申込者を含みます。以下この附則において同じとします。))は、各事業年度に適用する端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に掲げる1回線あたりの料金額と2-1-1-2第2欄ア(7)②欄に掲げる1光信号分岐端末あたりの料金額の合計(以下この附則において「基準接続料」といいます。))が各事業年度の前事業年度に適用した基準接続料に比して上昇した場合、光信号主端末回線の接続料の一部支払延期(以下この附則において「支払延期」といいます。))を、当該事業年度に適用する光信号主端末回線の接続料に係るこの約款の改正規定の実施日から1ヶ月後(当該接続に係る接続申込者については、当該事業年度における光信号主端末回線の接続料に係る接続約款の改正規定の実施日の1ヶ月後又は光信号主端末回線の接続開始日を含む月の末日のいずれか遅い日とします。))ま

でに、当社に申込むことができます。

- 7 当社は、前項に規定する申込みがあったときは、協定事業者が当該事業年度の初日において現に支払延期を行っている場合を除き、承諾します。
- 8 協定事業者（前項の承諾を受けた協定事業者をいいます。以下この附則において同じとします。）が支払延期を行う期間（以下この附則において「支払延期期間」といいます。）は、当該事業年度の初日（当該接続に係る接続申込者については、光信号主端末回線の接続開始日）から協定事業者が支払延期額（支払延期により当社が一時的に支払いを猶予している金額をいいます。以下この附則において同じとします。）及びそれに係る利息（各事業年度に適用する実績原価方式の接続料の算定に用いる、当社の有利子負債に対する利子率により計算するものとします。以下この附則において同じとします。）の全部を当社に支払うまでとします。
- 9 当社は、支払延期期間において、協定事業者が接続する全ての光信号主端末回線（ただし、複数段階料金を適用しているものを除きます。以下この附則において同じとします。）を支払延期するものとします。
- 10 協定事業者は、支払延期期間の各暦月において、光信号主端末回線（前項で支払延期の適用を受けたものをいいます。）の接続料の総額から、以下の各号の金額を加算又は減算した金額を支払うものとします。
 - (1) 当該事業年度の基準接続料が支払延期開始の前事業年度の基準接続料に比して上昇した場合
当該事業年度の基準接続料から支払延期開始の前事業年度の基準接続料を差し引いた接続料（ただし、差し引いた割合は、2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に掲げる1回線あたりの料金額における電柱・土木設備に係る実績原価の割合を超えないものとします。）に、前月末時点と当月末時点の光信号主端末回線数を合計して2で除したものを乗じた金額を減算
 - (2) 当該事業年度の基準接続料が支払延期開始の前事業年度の基準接続料に比して低下した場合
支払延期開始の前事業年度の基準接続料から当該事業年度の基準接続料を差し引いた接続料に、前月末時点と当月末時点の光信号主端末回線数を合計して2で除したものを乗じた金額を加算
- 11 協定事業者は、支払延期期間に全ての光信号主端末回線の接続を終了した場合は、支払延期額及びそれに係る利息の全部を当社に支払うことを要します。

網使用料算定根拠

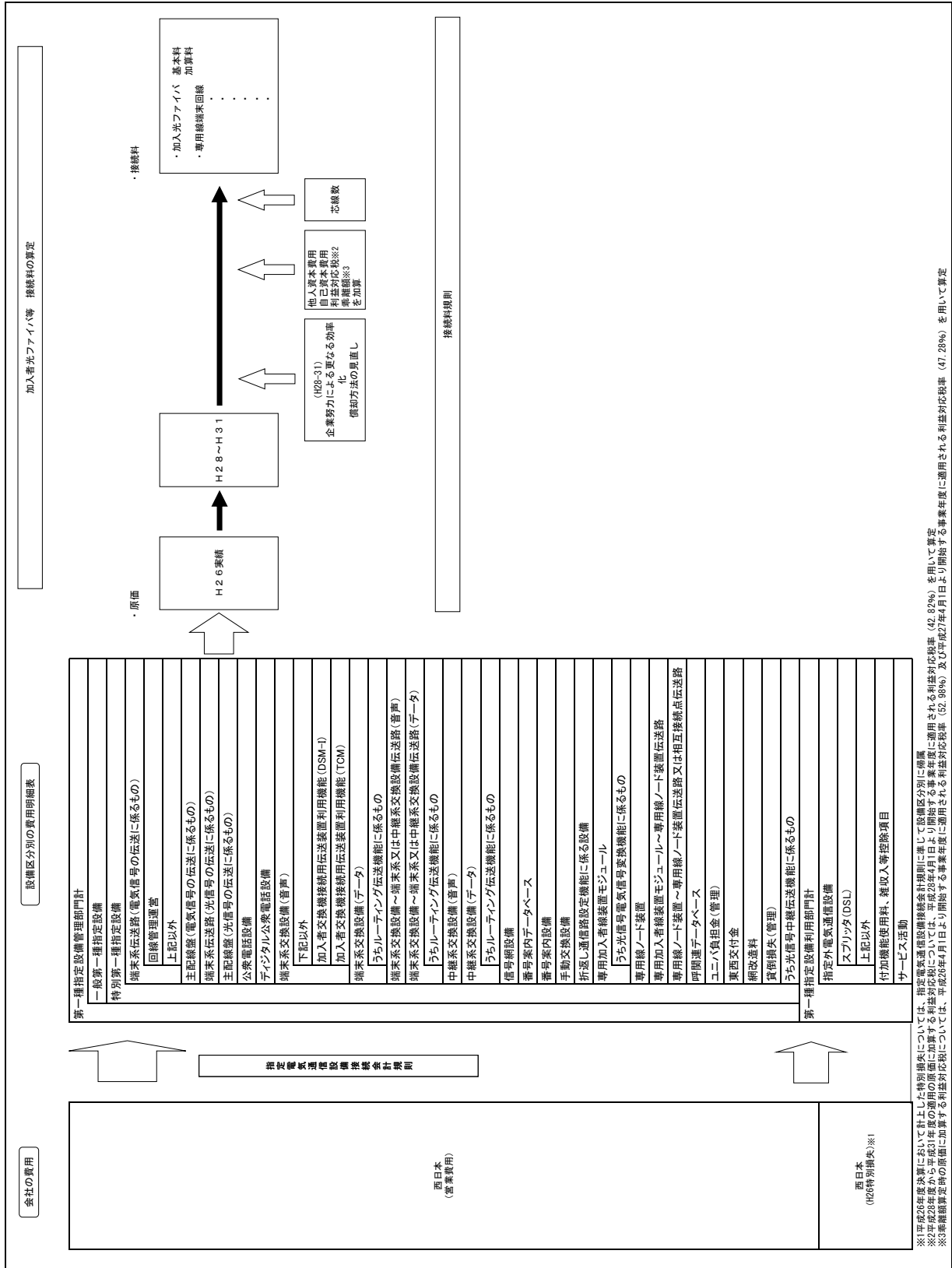
加入者光ファイバ

<西日本>

目 次

I. 算定手順	2
II. 原価の算定及び料金の設定	3
1. 端末回線伝送機能	3
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	24
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	25
V. 資本構成比率の算定	26
VI. 他人資本利子率の算定	27
VII. 自己資本利益率の算定	28
VIII. 利益対応税率の算定	29
IX. 料金設定に使用した回線数	32
X. 料金設定に使用した保守換算係数	35
X I. 料金設定に使用した貸倒率	37
(別紙)	
1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表	38
2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表	39
3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表	40
4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表	41
(参考)	
1. 設備区分別の費用明細表	42
2. 設備区分別固定資産明細表	45
3. 設備区分別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）	47
4. 設備区分別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）	48
(別添)	
1. 光信号端末回線伝送機能予測原価総括表（加入者回線）	49
2. 光信号端末回線伝送機能予測原価総括表（主配線盤）	56
3. 光信号主端末回線伝送機能予測原価総括表（加入者回線）	62

I. 算定手順



※1平成26年度決算において計上した特別損失については、指定電気通信設備接続料金規則に基づいて設備区分別に帰属
 ※2平成28年度から平成31年度の適用の範囲に加算する利益対応率については、平成28年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応率(42.82%)を用いて算定
 ※3準備額算定時の範囲に加算する利益対応率については、平成26年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応率(32.98%)、及び平成27年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応率(47.28%)を用いて算定

II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

1-1. 光信号端末回線および光信号主線回線

A. 1芯あたりコスト

・光信号端末回線

(1)原価の算定

区分	指定設備管理部門						指定設備利用部門				①+③		備考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)			主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)			付加機能使用料、雑収入控除項目				①+③	備考	
	① 右記 以外	② 分岐引込線	局外スプリッタ	④ タワ-2.21に係る 営業時間外追加 コスト	⑤ タワ-2.21に係る 営業時間外追加 コスト	⑥ 引込線工事料 (分岐引込線以 外)	⑦ 左記以外	⑧ タワ-2.21に係る 営業時間外追加 コスト					
①指定設備管理運営費	132,491	102,745	28,430	1,316	2,593	2,579	234,625	4,900	229,725	107,645	107,040	(参考1)設備区分別の費用明細表より	
②他人資本費用	3,461	3,417	6	38	45	45	106	1	105	3,418	3,418	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率	
③自己資本費用	16,921	16,708	29	183	221	221	520	6	514	16,714	16,712	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率	
④利益対応税	9,207	9,091	16	99	120	120	283	3	280	9,094	9,093	⑬自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率	
⑤合計	162,080	131,961	28,481	1,636	2,979	2,965	235,534	4,910	230,624	136,871	136,263	①+②+③+④	

⑥正味固定資産	718,442	710,643	0	7,799	9,372	9,372	0	0	0	710,643	710,643	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,078	1,066	0	12	14	14	0	0	0	1,066	1,066	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,885	4,832	0	53	64	64	0	0	0	4,832	4,832	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,026	4,706	1,271	50	88	86	22,449	241	22,208	4,947	4,871	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	730,431	721,247	1,271	7,914	9,538	9,536	22,449	241	22,208	721,488	721,412	⑥×⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	53,760	53,084	94	582	702	702	1,652	18	1,635	53,102	53,096	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	16,472	14,038	2,345	88	141	141	6,066	0	6,066	14,038	14,038	
⑬減価償却費	65,832	49,539	15,481	812	1,744	1,744	46,562	1,623	44,939	51,162	51,162	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,977	1,522	433	22	7	7	2,402	1,347	1,055	2,869	2,869	

(2)1芯あたりコストの算定

A. 施設設置負担金の適用のないサービスにおける加算料相当コストの算定

区分	平成26年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
①施設設置負担金の額(円/回線)	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	
②平均償却年数(年)	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	圧縮記帳対象設備の平均償却期間(平成26年度実績)
③年間減価償却費(円)	2,914	2,914	2,914	2,914	2,914	①÷②
④他人資本費用(円)	121	121	121	121	121	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
⑤自己資本費用(円)	591	701	701	701	701	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
⑥利益対応税(円)	322	307	307	307	307	(⑤自己資本費用+(⑬有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑦加算料(円/回線・年)	3,948	4,043	4,043	4,043	4,043	③+④+⑤+⑥
⑧加算料(円/回線・月)	329	337	337	337	337	⑦÷12ヶ月
⑨加算料(円/芯・月)	165	169	169	169	169	⑧÷2
⑩施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数(千芯)	2,982	3,172	3,199	3,238	3,311	IX. 料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数(光サービス)より) / 平成28~31年は(別添1)より
⑪加算料相当コスト(百万円)	5,904	6,433	6,488	6,567	6,715	⑨×⑩×12ヶ月
⑫レートベース(円/回線)	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	①×0.5(レートベース残高率)
⑬有利子負債以外の負債の額(円)	1,877	1,877	1,877	1,877	1,877	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

B. 1芯あたりコストの算定

i 基本料

a. 加入者回線

区分	金額等					備考
	平成26年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①原価(百万円)	136,263	108,867	109,127	106,890	101,734	(1)の⑤(①+③(タワ-2.21に係る営業時間外追加コスト以外)) / 平成28~31年は(別添1)より
②加算料相当コスト(百万円)	5,904	6,433	6,488	6,567	6,715	Aの⑪ / 平成28~31年は(別添1)より
③芯線数(千芯)	3,005	3,190	3,215	3,252	3,322	IX. 料金設定に使用した回線数より / 平成28~31年は(別添1)より
④1芯あたりコスト(円/芯・月)	3,615	2,676	2,660	2,571	2,384	(①-②)÷③÷12ヶ月

b. 主配線盤

区分	金額等					備考
	平成26年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①原価(百万円)	2,965	3,550	2,036	1,827	1,657	(1)の⑤(主配線盤(タワ-2.21に係る営業時間外追加コスト以外)) / 平成28~31年は(別添2)より
②芯線数(千芯)	3,006	3,191	3,216	3,253	3,323	IX. 料金設定に使用した回線数より / 平成28~31年は(別添2)より
③1芯あたりコスト(円/芯・月)	82	93	53	47	42	①÷②÷12ヶ月

c. 合計

区分	金額等					備考
	平成26年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①1芯あたりコスト	3,697	2,769	2,713	2,618	2,426	aの④+bの③

ii 加算料

区分	金額等					備考
	平成26年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①1芯あたりコスト	165	169	169	169	169	Aの⑨

・光信号主端末回線

(1)原価の算定

区分	期末系伝送額(光信号の伝送に係るもの)				引込額	局外スプリング	備考
	右記以外	ダイヤ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外					
①指定設備管理運営費	132,491	89,646	89,121	41,528	1,316		(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,461	3,414	3,414	9	38		⑨レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	16,921	16,695	16,693	43	183		⑨レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	9,207	9,084	9,083	23	99		⑩自己資本費用-(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	162,080	118,839	118,311	41,603	1,636		①+②+③+④

⑥正味固定資産	718,442	710,643	710,643	0	7,799		(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,078	1,066	1,066	0	12		⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,885	4,832	4,832	0	53		⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,026	4,120	4,054	1,857	50		①設備管理運営費-(⑪租税公課+⑫減価償却費+⑬固定資産除却損)×45.625日÷365日
⑩レートベース	730,431	720,661	720,595	1,857	7,914		⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	53,760	53,041	53,036	137	582		⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	16,472	12,958	12,958	3,426	88		
⑬減価償却費	65,832	42,406	42,406	22,614	812		(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,977	1,322	1,322	633	22		

(2)1芯あたりコストの算定

i 基本料

a. 加入者回線

区分	金額等					備考
	平成26年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①原価(百万円)	118,311	84,260	84,765	82,658	77,408	(1)の⑤(右記以外(ダイヤ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外)) / 平成28~31年は(別添3)より
②加算料相当コスト(百万円)	5,117	4,986	5,029	5,090	5,125	(別添3)より
③芯線数(千芯)	3,005	3,190	3,215	3,252	3,322	Ⅱ. 料金設定に使用した回線数より / 平成28~31年は(別添3)より
④1芯あたりコスト(円/芯・月)	3,139	2,071	2,067	1,988	1,813	(①-②)÷③÷12ヶ月

b. 主配線盤

区分	金額等					備考
	平成26年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①原価(百万円)	2,965	3,550	2,036	1,827	1,657	光信号主端末回線の(1)の⑤(主配線盤(ダイヤ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外)) / 平成28~31年は(別添2)より
②芯線数(千芯)	3,006	3,191	3,216	3,253	3,323	Ⅱ. 料金設定に使用した回線数より / 平成28~31年は(別添2)より
③1芯あたりコスト(円/芯・月)	82	93	53	47	42	①÷②÷12ヶ月

ii 加算料

区分	金額等					備考
	平成26年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①加算料(円/芯・月)	165	169	169	169	169	光信号主端末回線のBのiiの①
②光信号主端末回線コストに占める光信号主端末回線コストの割合	86.8%	77.4%	77.7%	77.3%	76.1%	iのaの①÷光信号主端末回線のBのiのaの①
③加算料(主端末回線)(円/芯・月)	143	131	131	131	129	①×②

イ. 1芯あたり率離額準備

(1) 当期網使用料に係る実績原価

a. 平成26年度

(単位:百万円)

区分	指定設備管理部門							備考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				主配線盤			
	右記以外	タイプ-2、2Iに係る営業時間外追加コスト以外	主端末回線に係る引込線	局外スプリッタ	(光信号の伝送に係るもの)			
①指定設備管理運営費	132,491	94,964	94,417	36,210	1,316	2,593	2,579	(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,461	3,416	3,415	8	38	45	45	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	16,921	16,700	16,699	38	183	221	221	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	9,207	9,087	9,086	21	99	120	120	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	162,080	124,167	123,617	36,277	1,636	2,979	2,965	①+②+③+④
⑥正味固定資産	718,442	710,643	710,643	0	7,799	9,372	9,372	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,078	1,066	1,066	0	12	14	14	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,885	4,832	4,832	0	53	64	64	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,026	4,358	4,289	1,619	50	88	86	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	730,431	720,899	720,830	1,619	7,914	9,538	9,536	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	53,760	53,058	53,053	119	582	702	702	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	16,472	13,397	13,397	2,987	88	141	141	
⑬減価償却費	65,832	45,302	45,302	19,718	812	1,744	1,744	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,977	1,403	1,403	552	22	7	7	

b. 平成27年度

(単位:百万円)

区分	指定設備管理部門					備考
	光信号端末回線			主配線盤		
	タイプ-2、2Iに係る営業時間外追加コスト以外	引込線(分岐引込線以外)	引込線工事料(分岐引込線以外)	左記以外	タイプ-2、2Iに係る営業時間外追加コスト以外	
①指定設備管理運営費	107,768	7,482	4,945	95,341	2,429	(別添1)(別添2)より
②他人資本費用	3,431	2	1	3,429	42	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	20,024	9	7	20,007	247	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	9,682	4	3	9,673	119	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	140,905	7,497	4,956	128,450	2,837	①+②+③+④
⑥正味固定資産	713,380	0	0	713,380	8,762	(別添1)(別添2)より
⑦投資等	1,070	0	0	1,070	13	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,851	0	0	4,851	60	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,932	336	248	4,349	94	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	724,233	336	248	723,650	8,929	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	53,304	25	18	53,261	657	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	14,725	616	0	14,109	132	
⑬減価償却費	50,707	4,068	1,609	45,030	1,539	(別添1)(別添2)より
⑭固定資産除却損	2,880	114	1,352	1,414	6	

c. 当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	平成26年度	平成27年度	備考
①加入者回線	123,617	128,450	平成26年度:aの⑤(端末系伝送路・右記以外(タイ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外)) 平成27年度:bの⑤(光信号端末回線(タイ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外)・左記以外)
②主配線盤	2,965	2,837	平成26年度:aの⑤(主配線盤(タイ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外)) 平成27年度:bの⑤(主配線盤(タイ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
③合計	126,582	131,287	①+②

d. 平成26年度適用接続料に加算した乖離額

(単位:百万円)

区分	平成26年度	平成27年度	備考
①加入者回線	▲ 7,667	2,193	平成26年度:平成26年度~28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のイの(4)のcの①-平成26年度~28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のエのc(平成26年度) 平成27年度:平成27年度適用網使用料算定根拠のⅡの1の1-1のイの(4)のcの①-平成26年度~28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のエのc(平成27年度)
②主配線盤	▲ 170	▲ 90	平成26年度:平成26年度~28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のイの(4)のcの⑧ 平成27年度:平成27年度適用網使用料算定根拠のⅡの1の1-1のイの(4)のcの⑧
③合計	▲ 7,837	2,103	①+②

e. 原価

(単位:百万円)

区分	平成26年度	平成27年度	備考
①加入者回線	115,950	130,643	cの①+dの①
②主配線盤	2,795	2,747	cの②+dの②
③合計	118,745	133,390	①+②

(2) 当期網使用料に係る平成26~27年度の収入額

a. 稼働芯線数

(単位:千芯)

区分	平成26年度	平成27年度	備考
①光信号端末回線	1,064	1,130	実績芯線数(平成27年度は見込み)
②負担金なし	1,041	1,109	
③負担金あり	23	21	
④光信号主端末回線	1,941	1,996	
⑤加入者回線	3,005	3,126	
⑥主配線盤	3,006	3,127	

b. 収入額の算定

(単位:百万円)

区分	平成26年度	平成27年度	備考
①光信号端末回線	39,915	44,516	②+③
②負担金なし	39,095	43,730	平成26年度:aの②×3,130円×12ヶ月 平成27年度:aの②×3,286円×12ヶ月
③負担金あり	820	786	平成26年度:aの③×2,978円×12ヶ月 平成27年度:aの③×3,118円×12ヶ月
④光信号主端末回線	63,126	67,688	平成26年度:aの④×2,710円×12ヶ月 平成27年度:aの④×2,826円×12ヶ月
⑤加入者回線	103,041	112,204	①+④
⑥主配線盤	2,742	2,514	平成26年度:aの⑥×76円×12ヶ月 平成27年度:aの⑥×67円×12ヶ月
⑦合計	105,783	114,718	⑤+⑥

(3) 乖離額の算定

(単位:百万円)

区分	平成26年度	平成27年度	備考
①加入者回線	12,909	18,439	(1)のeの①-(2)のbの⑤
②主配線盤	53	233	(1)のeの②-(2)のbの⑥
③合計	12,962	18,672	①+②

(4) 乖離額(加入者回線)の設備別分計

a. 原価の内訳

(単位:百万円)

区分	平成26年度	平成27年度	備考
①加入者回線	123,617	128,450	(1)のcの①
②光信号主端末回線	118,311	122,860	(別添3)より
③光信号端末回線に係る引込線	5,306	5,590	①-②
④原価に占める光信号端末回線に係る引込線比率	4.29%	4.35%	③÷①

b. 光信号端末回線原価の内訳

(単位:千芯)

区分	平成26年度	平成27年度	備考
①光信号端末回線	136,263	140,905	(別添1)より
②下記以外	130,359	134,571	①-③
③加算料相当コスト	5,904	6,334	(別添1)より
④原価に占める加算料相当コスト比率	4.33%	4.50%	③÷①

c. 乖離額の内訳

(単位:百万円)

区分	平成26年度	平成27年度	備考
①加入者回線	12,909	18,439	(3)の①
②光信号主端末回線	12,355	17,637	①-⑤
③下記以外	11,820	16,843	②-④
④加算料相当コスト	535	794	②×bの④
⑤光信号端末回線に係る引込線相当	554	802	①×aの④
⑥下記以外	530	766	⑤-⑦
⑦加算料相当コスト	24	36	⑤×bの④
⑧主配線盤	53	233	(3)の②
⑨合計	12,962	18,672	①+⑧

d. 平成27年度乖離額の分計

(単位:百万円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成29年度		備考
			に加盟	に加盟	
①加入者回線	12,909	18,439	9,220	9,219	平成27年度の乖離額を加算する年度ごとに分計
②光信号主端末回線	12,355	17,637	8,819	8,818	
③下記以外	11,820	16,843	8,422	8,421	
④加算料相当コスト	535	794	397	397	
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	554	802	401	401	
⑥下記以外	530	766	383	383	
⑦加算料相当コスト	24	36	18	18	
⑧主配線盤	53	233	117	116	
⑨合計	12,962	18,672	9,336	9,336	

(5) 乖離額単金の算定

a. 稼働芯線数

(単位:千芯)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考	
①光信号主端末回線	1,166	1,196	1,228		
②加入者回線に占める割合	36.55%	37.20%	37.76%		
③負担金なし	1,148	1,180	1,214		
④負担金あり	18	16	14		(別添1)より
⑤光信号主端末回線	2,024	2,019	2,024		
⑥加入者回線に占める割合	63.45%	62.80%	62.24%		
⑦加入者回線	3,190	3,215	3,252		
⑧主配線盤	3,191	3,216	3,253	(別添2)より	

b. 設備毎に分計

(単位:百万円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
①光信号主端末回線	5,070	3,682	3,731	②+③
②端末回線	4,850	3,516	3,563	(4)のdの③×aの②+(4)のdの⑥
③加算料	220	166	168	(4)のdの④×aの②+(4)のdの⑦
④光信号主端末回線	7,839	5,538	5,488	⑤+⑥
⑤端末回線	7,500	5,289	5,241	(4)のdの③×aの⑥
⑥加算料	339	249	247	(4)のdの④×aの⑥
⑦主配線盤	53	117	116	(4)のdの⑧
⑧合計	12,962	9,337	9,335	①+④+⑦

c. 1芯あたり乖離額単金

(単位:円/芯・月)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
①光信号主端末回線	363	257	254	②+③
②下記以外	347	245	242	bの②÷aの①÷12ヶ月
③加算料相当コスト	16	12	12	bの③÷aの③÷12ヶ月
④光信号主端末回線	323	228	226	⑤+⑥
⑤下記以外	309	218	216	bの⑤÷aの⑤÷12ヶ月
⑥加算料相当コスト	14	10	10	bの⑥÷aの⑤÷12ヶ月
⑦主配線盤	1	3	3	bの⑦÷aの⑧÷12ヶ月

ウ. 1芯あたり原価の算定

a. 加入者回線(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
① 端末回線	2,769	2,713	2,618	2,426	アの光信号端末回線の(2)のBのiのcの①
② 乖離額	348	248	245	-	イの(5)のcの②+イの(5)のcの⑦
③ 1芯あたり原価計	3,117	2,961	2,863	2,426	①+②

b. 加算料(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
① 加算料	169	169	169	169	アの光信号端末回線の(2)のBのiiの①
② 乖離額	16	12	12	-	イの(5)のcの③
③ 1芯あたり原価計	185	181	181	169	①+②

c. 主配線盤

(単位:円/芯・月)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
① 主配線盤	93	53	47	42	アの光信号端末回線の(2)のBのiのbの③
② 乖離額	1	3	3	-	イの(5)のcの⑦
③ 1芯あたり原価計	94	56	50	42	①+②

d. 加入者回線(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
① 端末回線	2,164	2,120	2,035	1,855	アの光信号主端末回線の(2)のiのaの④+アの光信号主端末回線の(2)のiのbの③
② 乖離額	310	221	219	-	イの(5)のcの⑤+イの(5)のcの⑦
③ 1芯あたり原価計	2,474	2,341	2,254	1,855	①+②

e. 加算料(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
① 加算料	131	131	131	129	アの光信号主端末回線の(2)のiiの③
② 乖離額	14	10	10	-	イの(5)のcの⑥
③ 1芯あたり原価計	145	141	141	129	①+②

1-2. 光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能（加入光ファイバを利用するもの）

(1)原価の算定

A. 設備区分別の費用

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考
	メタル加入者回線							
	(再掲) メタル設備 のみを用いる 加入者回線	(再掲) 試験受付	(再掲) 上部区間	(再掲) 土木設備	(再掲) 下部区間			
①指定設備管理運営費	229,545	200,867	189,417	5,060	56,368	29,190	133,050	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
②他人資本費用	3,867	3,768	3,489	4	1,783	1,344	1,706	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	18,910	18,424	17,061	21	8,718	6,570	8,343	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	10,289	10,025	9,283	11	4,744	3,575	4,539	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	262,611	233,084	219,250	5,096	71,613	40,679	147,638	①+②+③+④

⑥正味固定資産	790,190	772,566	714,944	289	369,244	279,924	345,699	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表 および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	1,185	1,159	1,072	0	554	420	519	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,373	5,253	4,862	2	2,511	1,903	2,351	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	19,518	16,309	15,592	626	4,000	1,339	11,592	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	816,266	795,287	736,470	917	376,309	283,586	360,161	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	60,077	58,533	54,204	67	27,696	20,872	26,508	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	21,930	21,756	20,055	8	10,358	7,852	9,697	
⑬減価償却費	48,804	46,036	42,207	34	13,380	10,143	28,827	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	2,666	2,604	2,423	13	633	480	1,790	

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考
	OCU			その他				
	光	メタル		(再掲) 加入者 収容設備 (ATM/データ 伝送)	(再掲) 固定無線 基地局伝送路	(再掲) 固定無線 宅内設備		
①指定設備管理運営費	2,005	369	1,637	277	258	10	11	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
②他人資本費用	27	7	20	2	2	0	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	130	32	98	11	10	0	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	71	17	53	6	5	0	0	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	2,233	425	1,808	296	275	10	11	①+②+③+④

⑥正味固定資産	5,442	1,377	4,064	424	389	18	19	参考4. 設備区分別の固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑦投資等	8	2	6	1	1	0	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	37	9	28	3	3	0	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	125	13	112	29	28	0	0	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	5,612	1,401	4,210	457	421	18	19	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	413	103	310	34	31	1	1	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	71	18	53	6	5	1	1	
⑬減価償却費	895	235	660	40	30	5	6	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑭固定資産除却損	42	11	31	2	1	1	1	

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考
	回線管理運営							
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ							
	DB管理および料金計算							
	電話等							
			(再掲) PHS 基地局回線					
①指定設備管理運営費	26,396	25,345	5,278	0.000461	参考1. 設備区分別の費用明細表より			
②他人資本費用	71	69	7	0.000019	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率			
③自己資本費用	345	337	33	0.000095	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率			
④利益対応税	188	183	18	0.000052	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率			
⑤合計	27,000	25,934	5,336	0.000627	①+②+③+④			

⑥正味固定資産	11,758	11,541	763	0.004005	参考2. 設備区分別固定資産明細表より		
⑦投資等	18	17	1	0.000006	⑥正味固定資産×投資等比率		
⑧貯蔵品	80	78	5	0.000027	⑥正味固定資産×貯蔵品比率		
⑨運転資本	3,056	2,930	649	0.000057	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日		
⑩レートベース	14,912	14,566	1,418	0.004095	⑥+⑦+⑧+⑨		
⑪有利子負債以外の負債の額	1,098	1,072	104	0.000301	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合		
⑫租税公課	97	93	19	0.000001			
⑬減価償却費	1,834	1,797	66	0.000005	参考1. 設備区分別の費用明細表より		
⑭固定資産除却損	18	17	2	0.000000			

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)					備考	
	回線管理運営						
	電話等・ラインシェアリング ドライカッパ・光ファイバ						
	DB管理および料金計算						
	相互接続回線				その他	料金請求	
	ライン シェアリング	ドライカッパ	光ファイバ	DSLファイル連携 に係る開発費用			
①指定設備管理運営費	476	905	1,129	53	17,503	0.000952	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	1	2	2	0	57	0.000373	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	5	8	11	0	280	0.001826	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	3	4	6	0	152	0.000994	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	485	919	1,148	53	17,992	0.004145	①+②+③+④

⑥正味固定資産	149	236	344	0	10,049	0.078055	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	1	0	15	0.000117	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	1	2	2	0	68	0.000531	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	57	108	135	7	1,975	0.000119	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	207	346	482	7	12,107	0.078822	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	15	25	35	1	891	0.005801	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	2	4	7	0	61	0.000000	
⑬減価償却費	21	40	43	0	1,627	0.000000	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1	1	2	0	12	0.000000	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)		備考
	回線管理運営				その他	再掲) メタル設備のみを用いる加入者回線 に係る主配線盤	
	ATMデータ伝送						
		端末回線 伝送機能	データ 伝送機能				
①指定設備管理運営費	120	51	69	931	6,197	6,123	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より
②他人資本費用	0	0	0	1	131	130	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	1	0	0	7	642	636	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	1	0	0	4	349	346	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	122	51	69	943	7,319	7,235	①+②+③+④

⑥正味固定資産	17	7	10	199	26,968	26,679	参考2. 設備区分別固定資産明細表 および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	40	40	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	0	0	1	183	181	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	15	6	9	112	538	535	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	32	13	19	312	27,729	27,435	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	2	1	1	23	2,041	2,019	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	0	0	0	3	463	459	
⑬減価償却費	1	0	1	36	1,300	1,250	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	0	0	132	132	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)			指定設備 利用部門	備考
	(再掲) 局外スプリッタ (局外4分岐)	(再掲) 局外スプリッタ (局外8分岐)		スプリッタ (DSL)	
①指定設備管理運営費	132,491	123	1,193	401	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
②他人資本費用	3,461	4	34	5	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	16,921	17	166	24	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	9,207	9	90	13	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	162,080	153	1,483	443	①+②+③+④

⑥正味固定資産	718,442	728	7,071	1,010	参考2. 設備区分別固定資産明細表 および別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より
⑦投資等	1,078	1	11	2	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,885	5	48	7	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,026	5	45	31	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	730,431	739	7,175	1,050	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	53,760	54	528	77	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	16,472	8	80	16	
⑬減価償却費	65,832	76	736	133	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,977	2	20	3	

B. OCU

光設備を用いるOCU

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	425	(1)のAの⑤OCU(光)
②ISDN回線数(回線)	10,865	Ⅹの1の(51)+Ⅹの1の(52)
③1回線あたり費用(円/回線(2芯式)・月)	3,260	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	14	平成26年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	10,865	Ⅹの1の(51)+Ⅹの1の(52)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	3,264	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のBの(e)の④に平成26年度～28年度適用接続料算定根拠における貸借率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	426	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	13	((a)の①+(b)の①)×(1+ⅩⅠ. 料金設定に使用した貸借率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	422	(a)の①の内、利益対応税について、H28年度適用の利益対応税率(42.82%(Ⅹより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	13	(d)の①
③合計(百万円)	435	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2芯式)・月)	3,336	③÷(a)の②÷12ヶ月

C. ISM折返し接続機能(1.5Mb/s)局内伝送路

区分	金額等	備考
①設備管理運営費(円/回線・年)	27,048	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
②他人資本費用(円/回線・年)	582	
③自己資本費用(円/回線・年)	2,844	
④利益対応税(円/回線・年)	1,548	
⑤ケーブル設備計(円/回線・年)	32,022	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用(円/回線・月)	2,669	⑤÷12ヶ月
⑦前々算定期間における調整額(円/回線・月)	▲166	平成26年度接続料金において加算した調整額
⑧前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,442	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のCの①に平成26年度～28年度適用接続料算定根拠における貸借率を乗じたものを加えたもの
⑨調整額(円/回線・月)	61	(⑥+⑦)×(1+ⅩⅠ. 料金設定に使用した貸借率)-⑧
⑩1回線あたり費用(円/回線・月)	2,644	⑥の内、利益対応税について、H28年度適用の利益対応税率(42.82%(Ⅹより))を用いて算定したもの
⑪1回線あたり原価(円/回線・月)	2,705	⑩+⑨

D. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	275	Aの⑤加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	7	平成26年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	350,589	Ⅹの1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	45	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のDの(e)の④に平成26年度～28年度適用接続料算定根拠における貸借率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	189	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	93	((a)の①+(b)の①)×(1+ⅩⅠ. 料金設定に使用した貸借率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	274	(a)の①の内、利益対応税について、H28年度適用の利益対応税率(42.82%(Ⅹより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	93	(d)の①
③合計(百万円)	367	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(64kb/s)・月)	87	③÷(c)の①÷12ヶ月

E. 回線管理運営費(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能にかかもの)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	51	Aの⑤回線管理運営(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	6	平成26年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	7,317	区の1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	368	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠の1～2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のEの(e)の④に平成26年度～28年度適用接続料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	32	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	25	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	51	(a)の①の内、利益対応税について、H28年度適用の利益対応税率(42.82%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	25	(d)の①
③合計(百万円)	76	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	866	③÷(c)の①÷12ヶ月

F. 局外スプリッタ(局外8分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	1,483	Aの⑤局外スプリッタ(局外8分岐)
②回線数(回線)	1,800,957	区の1の(106)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	69	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲344	平成26年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	1,800,957	区の1の(106)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	61	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠の1～2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のFの(e)の④に平成26年度～28年度適用接続料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	1,318	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲179	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	1,466	(a)の①の内、利益対応税について、H28年度適用の利益対応税率(42.82%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲179	(d)の①
③合計(百万円)	1,287	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	60	③÷(a)の②÷12ヶ月

G. 局外スプリッタ(局外4分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	153	Aの⑤局外スプリッタ(局外4分岐)
②回線数(回線)	141,302	区の1の(102)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	90	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲87	平成26年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	141,302	区の1の(102)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	63	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠の1～2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のGの(e)の④に平成26年度～28年度適用接続料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	107	①×②×12ヶ月

(d) 調整額 (単位: 百万円)

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲41	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	151	(a)の①の内、利益対応税について、H28年度適用の利益対応税率(42.82%(借より))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲41	(d)の①
③合計(百万円)	110	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	65	③÷(a)の②÷12ヶ月

H. 光分岐端末回線

a. 原価の算定(主端末回線と分岐端末回線との間のコスト把握の精緻化の影響考慮前)

区分	単芯区間				備考
	単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット		
①創設費 (円/回線)	34,243	27,380	5,175	1,688	
②設備管理運営費 (円/回線・年)	2,859	2,647	160	52	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費(減価償却費は耐用年数を15年で算定)、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。なお、利益対応税について、H26年度適用の利益対応税率(52.98%(借より))を用いて算定した。
(再)減価償却費相当 (円/回線・年)	1,798	1,798	0	0	・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の創設費(26,837円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。
③他人資本費用 (円/回線・年)	65	65	0	0	・単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.031)により算定した。
④自己資本費用 (円/回線・年)	49	49	0	0	
⑤利益対応税 (円/回線・年)	30	30	0	0	
⑥合計 (円/回線・年)	3,003	2,791	160	52	②+③+④+⑤

区分	電柱	備考
①引込線あたり電柱資産額 (円/回線)	8,845	
②設備管理運営費 (円/回線・年)	681	
(再)減価償却費相当 (円/回線・年)	380	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。なお、利益対応税について、H26年度適用の利益対応税率(52.98%(借より))を用いて算定した。
③他人資本費用 (円/回線・年)	24	・引込線あたり電柱資産額は、単芯区間の創設費の合計(34,243円)に、架空光ケーブル区間における電柱資産の光ケーブル資産に対する割合(0.2583)を乗じて算定した。
④自己資本費用 (円/回線・年)	115	・保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合以外の係数(0.034)により算定した。
⑤利益対応税 (円/回線・年)	63	
⑥合計 (円/回線・年)	883	②+③+④+⑤

b. 原価の算定(主端末回線と分岐端末回線との間のコスト把握の精緻化の影響考慮後)

区分	単芯区間				備考
	単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット		
①創設費 (円/回線)	34,243	27,380	5,175	1,688	
②設備管理運営費 (円/回線・年)	3,477	3,140	254	83	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費(減価償却費は耐用年数を15年で算定)、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。なお、利益対応税について、H28~31年度適用の利益対応税率(42.82%(借より))を用いて算定した。
(再)減価償却費相当 (円/回線・年)	1,798	1,798	0	0	・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の創設費(26,837円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。
③他人資本費用 (円/回線・年)	65	65	0	0	・単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.049)により算定した。
④自己資本費用 (円/回線・年)	49	49	0	0	
⑤利益対応税 (円/回線・年)	25	25	0	0	
⑥合計 (円/回線・年)	3,616	3,279	254	83	②+③+④+⑤

区分	電柱	備考
①引込線あたり電柱資産額 (円/回線)	20,559	
②設備管理運営費 (円/回線・年)	1,994	
(再)減価償却費相当 (円/回線・年)	884	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。なお、利益対応税について、H28~31年度適用の利益対応税率(42.82%(借より))を用いて算定した。
③他人資本費用 (円/回線・年)	55	・引込線あたり電柱資産額は、分岐端末回線に係るコスト把握の精緻化の影響考慮後の平成架空区間の電柱設備の取得固定資産価額(141,710百万円)を引込線数(6,892,700回線)で除して算定した。
④自己資本費用 (円/回線・年)	269	・保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合以外の係数(0.054)により算定した。
⑤利益対応税 (円/回線・年)	118	
⑥合計 (円/回線・年)	2,436	②+③+④+⑤

c. 原価

(a) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないものの① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(その光信号分岐端末回線が収容等されているもの)

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,886	aの⑥単芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲395	平成26年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,672	平成26年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲181	((①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③)
⑤費用計(円/回線・年)	6,052	bの⑥単芯区間+⑥電柱
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	489	(④+⑤)÷12ヶ月

(b) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないものの② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(その光信号分岐端末回線が収容等されているもの)

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,834	aの⑥単芯ケーブル+⑥クロージャ内接続+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲376	平成26年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,624	平成26年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲166	((①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③)
⑤費用計(円/回線・年)	5,969	bの⑥単芯ケーブル+⑥クロージャ内接続+⑥電柱
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	484	(④+⑤)÷12ヶ月

(c)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,839	(a)と(b)の①についてキャビネット設置率(平成26年度実績(キャビネット設置:10.1%、引き通し:89.9%))で加重して算定
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲377	平成26年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,636	平成26年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲174	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	5,977	(a)と(b)の⑤についてキャビネット設置率(平成26年度実績(キャビネット設置:10.1%、引き通し:89.9%))で加重して算定
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	484	(④+⑤)÷12ヶ月

1. 固定無線基地局伝送路

(a)前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	10	(1)のAの⑤固定無線基地局伝送路
②回線数(回線)	86	Dの(97)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	9,690	①÷②÷12ヶ月

(b)前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲8	平成26年度接続料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	86	Dの(97)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	4,630	平成26年度適用網使用料算定根拠(加入光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のIの(c)の④に平成26年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	5	①×②×12ヶ月

(d)調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲3	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e)原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	10	(a)の①の内、利益対応税について、H28年度適用の利益対応税率(42.82%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲3	(d)の①
③合計(百万円)	7	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	6,783	③÷(a)の②÷12ヶ月

(2)料金の設定

①基本料

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯式のもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	6,234	5,922	5,726	4,852	1-1のウのaの③×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯式のもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	6,234	5,922	5,726	4,852	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯式のもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	6,421	6,100	5,898	4,998	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成28年度	備考
①OCU(円/回線・月)	3,336	Bの(e)の④
②主配線盤(円/回線・月)	188	1-1のウのcの③×2(芯)
③局内伝送路(円/回線・月)	2,705	Cの①
④料金(円/回線・月)	6,229	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成28年度	備考
①OCU(円/回線・月)	3,336	Bの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
②主配線盤(円/回線・月)	188	1-1のウのcの③×2(芯)×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
③局内伝送路(円/回線・月)	2,705	Cの①×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
④料金(円/回線・月)	6,229	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)(イ)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	3,117	2,961	2,863	2,426	1-1のウのaの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	3,117	2,961	2,863	2,426	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の③ ①②以外のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	3,211	3,050	2,949	2,499	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	3,117	2,961	2,863	2,426	1-1のウのaの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	3,117	2,961	2,863	2,426	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の③ ①②以外のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	3,211	3,050	2,949	2,499	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア)保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	60	60	60	60	Fの(e)の④
②光信号主端末回線	2,474	2,341	2,254	1,855	1-1のウのdの③
③加算料(局舎~引込分岐点間)	145	141	141	129	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,679	2,542	2,455	2,044	(①+②+③)×(1+X I . 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	60	60	60	60	Fの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線	2,474	2,341	2,254	1,855	1-1のウのdの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料(局舎~引込分岐点間)	145	141	141	129	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,679	2,542	2,455	2,044	(①+②+③)×(1+X I . 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ウ)X(I)以外のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	62	62	62	62	Fの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線	2,548	2,411	2,322	1,911	1-1のウのdの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
③加算料(局舎~引込分岐点間)	145	141	141	129	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,755	2,614	2,525	2,102	(①+②+③)×(1+X I . 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア)以外の場合の①保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	65	65	65	65	Gの(e)の④
②光信号主端末回線	2,474	2,341	2,254	1,855	1-1のウのdの③
③加算料(局舎~引込分岐点間)	145	141	141	129	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,684	2,547	2,460	2,049	(①+②+③)×(1+X I . 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア)以外の場合の②①以外のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	65	65	65	65	Gの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線	2,474	2,341	2,254	1,855	1-1のウのdの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料(局舎~引込分岐点間)	145	141	141	129	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,684	2,547	2,460	2,049	(①+②+③)×(1+X I . 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)以外の場合の③①②以外のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	67	67	67	67	Gの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線	2,548	2,411	2,322	1,911	1-1のウのdの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
③加算料(局舎~引込分岐点間)	145	141	141	129	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,760	2,619	2,530	2,107	(①+②+③)×(1+X I . 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能

(ア)料金額の設定方法

区分	設定方法
①加入者回線	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②加入者収容装置(ATMデータ伝送)	Dの(e)の④×当該品目の速度換算係数(DXの(73)~(86)のb速度換算係数)
③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)	Eの(e)の④
④料金	(①+②+③)×(1+X I . 料金設定に使用した貸倒率)

(イ)料金額

区分	平成28年度			
	①加入者回線 (円/回線・月)	②加入者収容装置(ATMデータ伝送) (円/回線・月)	③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの) (円/回線・月)	④料金 (円/回線・月)
3 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,211	3,567	866	7,644
6 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,211	6,177	866	10,254
9 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,211	7,134	866	11,211
12 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,211	8,091	866	12,168
15 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,211	9,048	866	13,125
18 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,211	9,918	866	13,995
21 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,211	10,875	866	14,952
24 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,211	11,832	866	15,909
27 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,211	12,789	866	16,866
30 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,211	13,659	866	17,736
33 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,211	14,616	866	18,693
36 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,211	15,573	866	19,650
39 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,211	16,530	866	20,607
42 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,211	17,487	866	21,564

②加算料

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 イ 1芯式のもの(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)(イ)に係るもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	185	181	181	169	1-1のウのbの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 ウ 2芯式のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	370	362	362	338	1-1のウのbの③×2×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。))を利用するもの

① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	484	Hのcの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	484	Hのcの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

③ ①②以外のもの

区分	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	489	Hのcの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。))を利用しないもの

① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	489	Hのcの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	489	Hのcの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	504	Hのcの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。))を利用しないもの

② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	484	Hのcの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	484	Hのcの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	499	Hのcの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端回線に係る加算料の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	2,679	2,542	2,455	2,044	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア)の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端回線に係る加算料の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	2,679	2,542	2,455	2,044	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ)の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端回線に係る加算料の(ウ) (ア)(イ)以外のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	2,755	2,614	2,525	2,102	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ウ)の④

・(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせて利用するものに限ります。))に係る加算料の①②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	2,684	2,547	2,460	2,049	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア)(イ)以外の場合の①保守の区別がタイプ1-1のもの

・(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせて利用するものに限ります。))に係る加算料の①②以外の場合のB 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	2,684	2,547	2,460	2,049	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続場合)の光信号主端回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア)(イ)以外の場合の①保守の区別がタイプ1-2のもの

・(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせて利用するものに限ります。に係る加算料の①②以外の場合のC AB以外のもの

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	2,760	2,619	2,530	2,107	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。により1芯にて伝送を行う機能の(7)イ)以外の場合の③ ①②以外のもの

・(イ)附則第4項(1)網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料の固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の①保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成28年度	備考
①固定無線基地局伝送路	6,783	10(e)の④
②光信号端末回線	3,117	1-1のウのaの③
③加算料	185	1-1のウのbの③
④料金(円/回線・月)	10,085	(①+②+③) × (1+X 1. 料金設定に使用した貸倒率)

・(イ)附則第4項(1)網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料の固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の②保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成28年度	備考
①固定無線基地局伝送路	6,783	10(e)の④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号端末回線	3,117	1-1のウのaの③ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料	185	1-1のウのbの③
④料金(円/回線・月)	10,085	(①+②+③) × (1+X 1. 料金設定に使用した貸倒率)

1-3. 光信号主端末回線(複数年段階料金)

・料金の設定

①基本料

・2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,679	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	18.8%	別紙の(2)の③
③割引額	504	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,175	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成30年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.07%	Ⅵ.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	515	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	515	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,679	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	18.8%	別紙の(2)の③
③割引額	504	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,175	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成30年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.07%	Ⅵ.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	515	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	515	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
ウ アイ以外のもの のうち(ア)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,755	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ウ) 保守の区別がタイプ2のもの
②割引率	18.8%	別紙の(2)の③
③割引額	518	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,237	①-③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)に限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のウ アイ以外のもの のうち(イ)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)に限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のウ アイ以外のもの のうち(ウ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成30年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.07%	VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	529	gの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	529	①+③

j. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ①保守の区別がタイプ1-1のもののうち A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,684	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア)イ以外の場合の①保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	18.8%	別紙の(2)の③
③割引額	505	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,179	①-③

k. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ①保守の区別がタイプ1-1のもののうち B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

l. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ①保守の区別がタイプ1-1のもののうち C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.07%	VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	516	jの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	516	①+③

m. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ②保守の区別がタイプ1-2のもののうち A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,684	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア)イ以外の場合の②保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	18.8%	別紙の(2)の③
③割引額	505	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,179	①-③

n. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ②保守の区別がタイプ1-2のもののうち B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

o. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ②保守の区別がタイプ1-2のもののうち C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.07%	VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	516	mの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	516	①+③

p. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ③ ①②以外のもののうち A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,760	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア)イ以外の場合の③①②以外のもの
②割引率	18.8%	別紙の(2)の③
③割引額	519	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,241	①-③

q. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ③ ①②以外のもののうち B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

r. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の③ ①②以外のものうち C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
①通常料金(円/回線・月)	-	
②平均利率	1.07%	VI 他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	530	pの③×(1+②)×(1+②)
④料金(円/回線・月)	530	①+③

②加算料

・2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料のA 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,175	①のaの④

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料のA 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	-	

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料のA 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(フ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成30年度	備考
料金(円/回線・月)	515	①のcの④

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,175	①のdの④

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	-	

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(フ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成30年度	備考
料金(円/回線・月)	515	①のfの④

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの のうち(ア)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,237	①のgの④

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの のうち(イ)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	-	

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの のうち(ウ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成30年度	備考
料金(円/回線・月)	529	①のiの④

j. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせて利用するものに限ります。)に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の A 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,179	①のjの④

k. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせて利用するものに限ります。)に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の A 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	-	

l. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの組み合わせで利用するものに限ります。)に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の A保守の区別がタイプ1-1のものうち 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
料金 (円/回線・月)	516	①のlの④

m. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの組み合わせで利用するものに限ります。)に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の B保守の区別がタイプ1-2のものうち 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,179	①のmの④

n. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの組み合わせで利用するものに限ります。)に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の B保守の区別がタイプ1-2のものうち 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

o. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの組み合わせで利用するものに限ります。)に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の B保守の区別がタイプ1-2のものうち 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
料金 (円/回線・月)	516	①のoの④

p. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの組み合わせで利用するものに限ります。)に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の C AB以外のものうち 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,241	①のpの④

q. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの組み合わせで利用するものに限ります。)に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の C AB以外のものうち 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

r. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの組み合わせで利用するものに限ります。)に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の C AB以外のものうち 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
料金 (円/回線・月)	530	①のrの④

(別紙) 割引率の算定

(情報通信行政・郵政行政審議会答申(情報審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1)メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成28年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,387	平成28年度適用網使用料算定根拠のⅡの(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA イ以外のものの(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	2,679	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	484	Ⅱの1-2の(2)の②加算料の2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するものの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	66	平成28年度適用網使用料算定根拠の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄を利用するもののイ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	3.0	②÷((①+④)-(③+④))

(2)割引率の算定

区分	平成28年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザ数あたりの超過コスト (円)	4,019	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	21,432	(1)の②×8
③割引率 (%)	18.8%	①÷②

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,258,669 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	3,389 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0015 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

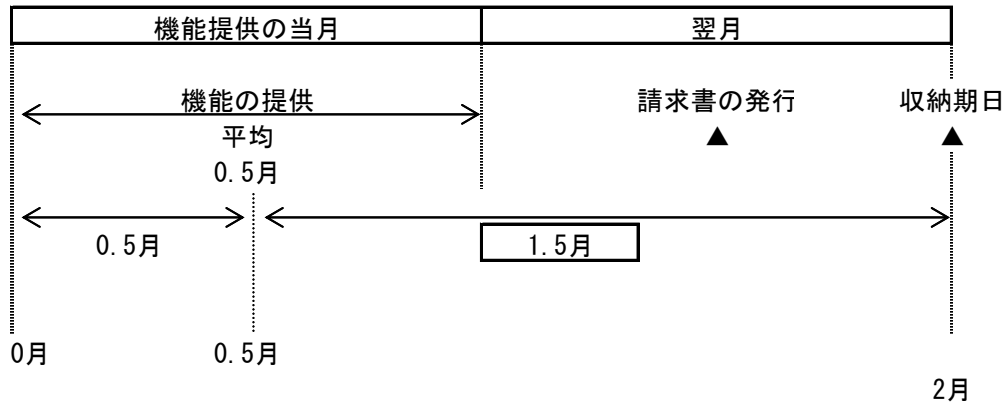
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,641,576 (A)
貯蔵品 (※)	17,959 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0068 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ヵ月}}{12 \text{ヵ月}} \times 365 \text{日} = \boxed{45.625 \text{日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H26) 稼働ベース		レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産 2,641,576	有利子負債 1,072,640 (0.331)	H26稼働 電気通信事業固定資産 2,641,576	③ 圧縮後の資本構成比	有利子負債 1,072,640 (0.386)	↑ 負債
	その他の負債 436,832 (0.135)			退職給付引当金 203,826 (0.073)	
	退職給付引当金 229,145 (0.071)		② 流動資産の 圧縮 ▲462,152		↑ 資本
	自己資本 1,500,234 (0.463)	貯蔵品(月平均) 17,959		自己資本 1,500,234 (0.540)	
流動資産等 597,276		投資等 4,300			
		運転資本 112,865			
計 3,238,852	① 流動資産の理論値と 実績の差 135,124-597,276=▲462,152	計 2,776,700		計 2,776,700	

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \left(\frac{1,072,640}{\text{負債}} + \frac{203,826}{\text{負債資本合計}} \right) \div \frac{2,776,700}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.460}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{1,072,640}{\text{有利子負債}} \div \left(\frac{1,072,640}{\text{負債の合計}} + \frac{203,826}{\text{負債の合計}} \right) = \boxed{0.840}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.840}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.160}$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.460}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.540}$$

VI. 他人資本利率の算定

(1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成26年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{1.07\%}$$

(単位：%)

年度	26
区分	
他人資本利率	1.07

(注) 借入金の平均利率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利率相当率} = \boxed{0.85\%}$$

(単位：%)

年度	22	23	24	25	26	平均
区分						
他人資本利率	1.17	1.08	0.81	0.69	0.49	0.85

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 1.07\% \times 0.840 + 0.85\% \times 0.160 = \boxed{1.03\%}$$

(有利子負債に対する利率 × 有利子負債比率 + 国債利回り × 有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分		年度							
		24	25	26	27	28	29	30	31
①主要企業の自己資本利益率（注1）		3.76	8.19	8.16	8.16	8.16	8.16	8.16	8.16
β値の適用		○	○	○	○	○	○	○	○
②リスクフリーレート（注2）		0.81	0.69	0.49	0.49	0.49	0.49	0.49	0.49
①-②		2.95	7.50	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67
選択される自己資本利益率	$\beta = 0.6$ (注3)	2.58	5.19	5.09	5.09	5.09	5.09	5.09	5.09
平均（注4）	3年平均	—	—	4.29	5.12	5.09	5.09	5.09	5.09

- (注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS（日本経済新聞社デジタルメディア局の総合経済データバンク）の財務データより。抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所（東京（マザーズを含まない）、名古屋、札幌、福岡）に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業（金融業および外国企業を除く）の全業種平均値（単独指標）とした。ただし、平成26年度は速報値であり、平成27年度から平成31年度は平成26年度と同とした。
- (注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。平成27年度から平成31年度は平成26年度と同とした。
- (注3) β値については、昨年度と同とした。
- (注4) 算定期間については、各年度の直近3年間とした。

2. 主要企業の自己資本利益率

(単位：%)

区分		年度									
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
主要企業の自己資本利益率（注1）		4.00	3.39	3.76	8.19	8.16	8.16	8.16	8.16	8.16	8.16
平均（注2）		—	—	—	—	5.50	6.33	7.29	8.17	8.16	8.16

- (注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS（日本経済新聞社デジタルメディア局の総合経済データバンク）の財務データより。抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所（東京（マザーズを含まない）、名古屋、札幌、福岡）に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業（金融業および外国企業を除く）の全業種平均値（単独指標）とした。ただし、平成26年度は速報値であり、平成27年度から平成31年度は平成26年度と同とした。
- (注2) 算定期間については、各年度の直近5年間とした。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1、2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

	26	27	28	29	30	31
自己資本利益率	4.29%	5.12%	5.09%	5.09%	5.09%	5.09%

Ⅷ. 利益対応税率の算定 (H26年度に適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 52.98%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方法人特別税を $x_2 (= x_1 \times 1.48)$ とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow \quad x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271 y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方法人特別税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271 y$$

$$= \underline{0.0401 y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271 y + 0.0401 y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379 y}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379 y \times 0.05 = \underline{0.0119 y}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379 y \times 0.123 = \underline{0.0293 y}$$

⑦税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5$$

$$= \underline{0.3463 y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3463y}{(1-0.3463)y} = \frac{0.3463y}{0.6537y} = 0.5298$$

税引前利益 y
利益対応税 $x = 0.3463 y$
税引後利益 $z = (1-0.3463) y$

Ⅷ. 利益対応税率の算定 (H27年度に適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率 = 47.28%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方法人特別税を $x_2 (= x_1 \times 0.935)$ とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.031$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 0.935)) \times 0.031 \quad \rightarrow \quad x_1 = \frac{0.031}{1+0.060} \times y = \underline{0.0292y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方法人特別税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 0.935$$

$$= 0.935 \times 0.0292y$$

$$= \underline{0.0273y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.239$$

$$= (y - (0.0292y + 0.0273y)) \times 0.239$$

$$= \underline{0.2255y}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.032$$

$$= 0.2255y \times 0.032 = \underline{0.0072y}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.097$$

$$= 0.2255y \times 0.097 = \underline{0.0219y}$$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額を x_6 とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.044$$

$$= 0.2255y \times 0.044 = \underline{0.0099y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3210y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3210y}{(1-0.3210)y} = \frac{0.3210y}{0.6790y} = 0.4728$$

税引前利益 y
利益対応税 $x = 0.3210y$
税引後利益 $z = (1-0.3210)y$

Ⅷ. 利益対応税率の算定 (H28～31年度に適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率 = 42.82%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方法人特別税を $x_2 (= x_1 \times 4.142)$ とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.007$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 4.142)) \times 0.007 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.007}{1+0.0360} \times y = \underline{0.0068y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方法人特別税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 4.142$$

$$= 4.142 \times 0.0068y$$

$$= \underline{0.0282y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.234$$

$$= (y - (0.0068y + 0.0282y)) \times 0.234$$

$$= \underline{0.2258y}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.032$$

$$= 0.2258y \times 0.032 =$$

$$\underline{0.0072y}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.097$$

$$= 0.2258y \times 0.097 =$$

$$\underline{0.0219y}$$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額を x_6 とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.044$$

$$= 0.2258y \times 0.044 =$$

$$\underline{0.0099y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.2998y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.2998y}{(1-0.2998)y} = \frac{0.2998y}{0.7002y} = 0.4282$$

税引前利益 y
利益対応税 $x = 0.2998y$
税引後利益 $z = (1-0.2998)y$

IX. 料金設定に使用した回線数

1. 端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成26年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
加入者回線				
(1) 2線式・タイプ1-1 (注1)	926,789	1	1.00	926,789
(2) 2線式・タイプ1-2 (注2)	13,866,890	1	1.00	13,866,890
(3) 2線式・タイプ2 (注3)	321,313	1	1.03	330,952
(4) 4線式	17,185	2	1.03	35,401
(5) メタルサービス小計	15,132,177	-	-	15,160,032
(6) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	18,656	1	1.00	18,656
(7) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,498,210	1	1.00	2,498,210
(8) 1芯式・タイプ2 (注3)	461,680	1	1.03	475,530
(9) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	0	2	1.00	0
(10) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	10,146	2	1.00	20,292
(11) 2芯式・タイプ2 (注3)	3,065	2	1.03	6,314
(12) 4芯式	0	4	1.03	0
(13) 光サービス小計	2,991,757	-	-	3,019,002
(14) 計 ((5)+(13))	18,123,934	-	-	18,179,034

(13) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.00とした場合)	2,991,757	-	1.00	3,004,968
-----------------------------------	-----------	---	------	-----------

(再掲) 施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数	
(15) メタルサービス・2線式	2,740,012
(16) (再)メタルサービス・2線式(帯域透過端末回線除き)	861,333
(17) 光サービス	2,982,025
(18) 計 ((15)+(17))	5,722,037

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数				
(19) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,198,896
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	13,961,136
(21) 計 ((19)+(20))	-	-	-	15,160,032

(再掲) メタルサービスの回線数内訳				
(22) 帯域透過端末回線数	-	-	-	1,879,130
(23) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	13,280,902
(24) 計 ((22)+(23))	-	-	-	15,160,032

・MDF、FTM算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成26年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
加入者回線				
(25) 2線式・タイプ1-1 (注1)	926,789	1	1.00	926,789
(26) 2線式・タイプ1-2 (注2)	13,866,890	1	1.00	13,866,890
(27) 2線式・タイプ2 (注3)	321,313	1	1.03	330,952
(28) 4線式	17,185	2	1.03	35,401
(29) 追加MDF・タイプ1-1 (注1)	55,867	1	1.00	55,867
(30) 追加MDF・タイプ1-2 (注2)	1,476,539	1	1.00	1,476,539
(31) メタルサービス小計	16,664,583	-	-	16,692,438
(32) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	18,656	1	1.00	18,656
(33) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,498,210	1	1.00	2,498,210
(34) 1芯式・タイプ2 (注3)	461,680	1	1.03	475,530
(35) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	720	2	1.00	1,440
(36) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	10,146	2	1.00	20,292
(37) 2芯式・タイプ2 (注3)	3,065	2	1.03	6,314
(38) 4芯式	0	4	1.03	0
(39) 光サービス小計	2,992,477	-	-	3,020,442
(40) 計 ((31)+(39))	19,657,060	-	-	19,712,880

(39) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.00とした場合)	2,992,477	-	1.00	3,006,408
-----------------------------------	-----------	---	------	-----------

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数				
(41) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,198,896
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	15,493,542
(43) 計 ((41)+(42))	-	-	-	16,692,438

(再掲) メタルサービスの回線数内訳				
(44) 帯域透過端末回線数	-	-	-	1,879,130
(45) 追加MDF	-	-	-	1,532,406
(46) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	13,280,902
(47) 計 ((44)+(45)+(46))	-	-	-	16,692,438

・OCU算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成26年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
OCU使用回線				
(48) メタル回線数・タイプ1-1 (注1)	1	1	1.00	1
(49) メタル回線数・タイプ1-2 (注2)	1,507,404	1	1.00	1,507,404
(50-1) (再)デジタル公衆電話(下記以外)・タイプ1-2 (注2)	35,736	1	1.00	35,736
(50-2) (再)デジタル公衆電話(特設公衆電話)・タイプ1-2 (注2)	0	1	1.00	0
(51) 光回線数・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(52) 光回線数・タイプ1-2 (注2)	10,865	1	1.00	10,865
(53) 計 ((48)+(49)+(51)+(52))	1,518,270	-	-	1,518,270

・回線管理運営機能算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	平成26年度 稼働回線数
回線管理運営機能対応回線数	
(54) 電話等	12,768,728
(55) (再) PHS基地局回線	1
(56) ラインシェアリング・相互接続回線	873,654
(57) ドライカッパ・相互接続回線	1,719,652
(58) 光ファイバ・相互接続回線	767,414
(59) 上記以外の回線数	8,804,913
(60) 計 ((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	24,934,361
(61-1) (再) 相互接続回線 ((55)+(56)+(57)+(58))	3,360,721
(61-2) (再) 相互接続回線 ((56)+(57)+(58))	3,360,720
(62-1) (再) 相互接続回線(ラインシェアリング除き) ((55)+(57)+(58))	2,487,067
(62-2) (再) 相互接続回線(ラインシェアリング除き) ((57)+(58))	2,487,066

・DSL回線故障対応機能算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	平成26年度 稼働回線数
故障対応回線数	
(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	13,934,126
(64) DSL回線故障対応機能契約数	590,284
(65) 計 ((63)+(64))	14,524,410

・公衆電話機能算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	平成26年度 稼働回線数
公衆電話回線	
(66-1) アナログ公衆電話(下記以外)	63,121
(66-2) アナログ公衆電話(特設公衆電話)	14,538
(67-1) デジタル公衆電話(下記以外)	36,959
(67-2) デジタル公衆電話(特設公衆電話)	0
(68) 計 ((66-1)+(66-2)+(67-1)+(67-2))	114,618
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数	
(69) アナログ回線数(加入電話・アナログ公衆電話)	11,363,853
(70) デジタル回線数(INS64・デジタル公衆電話・PHS基地局回線)	1,507,405
(71) 計 ((69)+(70))	12,871,258

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	平成26年度 稼働回線数
(72) 計	583,619

・加入者収容装置(ATMデータ伝送網)算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成26年度 稼働回線数	b. 速度換算 係数	c = a × b 換算後 稼働回線数
(73) 3 Mb/s	6,084	41	249,444
(74) 6 Mb/s	720	71	51,120
(75) 9 Mb/s	96	82	7,872
(76) 12 Mb/s	334	93	31,062
(77) 15 Mb/s	14	104	1,456
(78) 18 Mb/s	9	114	1,026
(79) 21 Mb/s	10	125	1,250
(80) 24 Mb/s	36	136	4,896
(81) 27 Mb/s	1	147	147
(82) 30 Mb/s	3	157	471
(83) 33 Mb/s	2	168	336
(84) 36 Mb/s	4	179	716
(85) 39 Mb/s	1	190	190
(86) 42 Mb/s	3	201	603
(87) 計	7,317	-	350,589

・光信号伝送装置(PON)算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成26年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号伝送装置(PON)				
(88) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-1(注1)	0	1	1.00	0
(89) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-2(注2)	54,371	1	1.00	54,371
(90) 100Mbit/sタイプ・タイプ2(注3)	2,119	1	1.03	2,183
(91) 100Mbit/sタイプ 小計	56,490	-	-	56,554
(92) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-1(注1)	0	0	1.00	0
(93) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-2(注2)	775,262	1	1.00	775,262
(94) 1Gbit/sタイプ・タイプ2(注3)	7,795	1	1.03	8,028
(95) 1Gbit/sタイプ 小計	783,057	-	-	783,290

・固定無線通信（FWA）の算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成26年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
・固定無線通信（FWA）				
(96) 固定無線通信網終端装置・タイプ1-2（注2）	37	1	1.00	37
(97) 固定無線基地局伝送路・タイプ1-2（注2）	86	1	1.00	86
(98) 固定無線宅内設備・タイプ1-2（注2）	990	1	1.00	990

・局外スプリッタ算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成26年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局外スプリッタ				
(99) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(100) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	134,948	1	1.00	134,948
(101) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	6,169	1	1.03	6,354
(102) 局外スプリッタ（4分岐）小計	141,117	-	-	141,302
(103) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	1	1	1.00	1
(104) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	1,768,976	1	1.00	1,768,976
(105) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	31,049	1	1.03	31,980
(106) 局外スプリッタ（8分岐）小計	1,800,026	-	-	1,800,957

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成26年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）				
(107) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(108) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-2（注2）	58,690	1	1.00	58,690
(109) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ2（注3）	11	1	1.03	11
(110) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	58,701	-	-	58,701
(111) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(112) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-2（注2）	9,407	1	1.00	9,407
(113) メディアコンバータ（集線型）・タイプ2（注3）	651	1	1.03	670
(114) メディアコンバータ（集線型）小計	10,058	-	-	10,077
(115) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(116) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-2（注2）	21,288	1	1.00	21,288
(117) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ2（注3）	628	1	1.03	647
(118) メディアコンバータ（非集線型）小計	21,916	-	-	21,935

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成26年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号多重分離機能（局内スプリッタ）				
(119) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(120) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	538,607	1	1.00	538,607
(121) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	7,995	1	1.03	8,235
(122) 局内スプリッタ（4分岐）小計	546,602	-	-	546,842
(123) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(124) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	44,558	1	1.00	44,558
(125) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	1,873	1	1.03	1,929
(126) 局内スプリッタ（8分岐）小計	46,431	-	-	46,487

・特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能算定に使用した回線数

（単位：ポート）

区分	a. 平成26年度 稼働回線数
特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能	
(127) LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,736
(128) ATMインタフェースによりの符号伝送が可能なもの	4,832
(129) ISDN一次群ユーザ網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	9,450
(130) 計 (127)+(128)+(129)	17,018

・特別帯域透過端末回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成26年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
(131) 特別帯域透過端末回線・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0

- (注) 1 タイプ1-1：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。
 2 タイプ1-2：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。
 3 タイプ2：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。
 4 使用するケーブル対数・芯数をもとに設備換算係数を設定した。
 5 保守換算係数はXⅢの保守換算係数の3.③より。
 6 使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。

X. 料金設定に使用した保守換算係数

1. II-6 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.282
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.538
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.000
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	8.1
b. その他のコストの割合	91.9
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.02	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.06	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

2. 網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.935
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.950
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.406
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	6.9
b. その他のコストの割合	93.1
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1 (平日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1a + 2b) / 2c$
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / 2c$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / 2c$

3. 1, 2以外に適用するもの

① 端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.935
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.950
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.406
d. 平均	1.000

② 端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	6.9
b. その他のコストの割合	93.1
c. 計	100.0

③ 保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

X I .料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H26	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	163,746	H26年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(別紙1)

加入者回線・主配線盤の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	メタル設備の			メタル主配線盤	局外RTに收容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備の加入者回線に係る主配線盤
			局外RTに收容されている加入者回線(※)	みを用いる加入者回線	(再掲)試験受付			
営業費	・取得資産額比	0	0	0	0	0	0	0
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0	0	0
運用費	-	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの:芯線長比 ・上記以外のもの:上記支出額比	102,939	4,224	98,715	4,388	2,580	6	2,574
共通費	・施設保全費支出額比	5,401	252	5,149	160	1,213	6	1,207
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	10,709	489	10,220	441	333	2	331
試験研究費	・取得資産額比	2,550	214	2,337	2	14	5	9
通信設備使用料	・取得資産額比	18	1	16	4	1	0	1
租税公課	・正味資産額比	21,756	1,700	20,055	8	463	4	459
減価償却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	46,036	3,829	42,207	34	1,300	50	1,250
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	11,458	740	10,718	23	292	1	292
(再)除却損	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,604	181	2,423	13	132	0	132
合計	—————	200,867	11,449	189,417	5,060	6,197	74	6,123

(※) 收容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。

加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目		主な配賦基準	メタル加入者回線			メタル主配線盤			
			局外RTIに収容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	メタル主配線盤	局外RTIに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤	
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	
	市内電話機械設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	1,856	59	1,797	1,797	52,465	962
		減価償却累計額		1,725	55	1,670	1,670	49,341	811
		正味価額		132	4	128	128	3,124	151
	市外電話機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0	0	0
正味価額		0		0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	
	正味価額		0	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	1,534	0	1,534	0	0	0	
	減価償却累計額		1,226	0	1,226	0	0	0	
	正味価額		309	0	309	0	0	0	
無線機械設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	3,581	0	3,581	0	0	0	
	減価償却累計額		3,126	0	3,126	0	0	0	
	正味価額		455	0	455	0	0	0	
電力設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	3,446	246	3,201	823	171	10	
	減価償却累計額		2,934	209	2,725	701	145	8	
	正味価額		512	37	476	122	26	1	
電話番号案内設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	
	正味価額		0	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	83	7	76	0	311	0	
	減価償却累計額		78	6	72	0	291	0	
	正味価額		5	0	5	0	20	0	
空中線設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	230	0	230	0	0	0	
	減価償却累計額		153	0	153	0	0	0	
	正味価額		76	0	76	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	
	正味価額		0	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	
	正味価額		0	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	直接賦課・芯線数比	2,633,963	124,934	2,509,029	0	0	0	
	減価償却累計額		2,208,367	94,012	2,114,355	0	0	0	
	正味価額		425,596	30,922	394,674	0	0	0	
市外線路設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	
	正味価額		0	0	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	管路ケーブル長比	1,470,469	119,998	1,350,471	0	0	0	
	減価償却累計額		1,185,835	96,766	1,089,068	0	0	0	
	正味価額		284,634	23,232	261,402	0	0	0	
海底線設備	取得価額	直接賦課	4,360	59	4,300	0	0	0	
	減価償却累計額		4,131	53	4,078	0	0	0	
	正味価額		229	6	222	0	0	0	
建物	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	82,567	3,828	78,739	53	64,490	356	
	減価償却累計額		61,492	2,853	58,638	40	48,880	270	
	正味価額		21,075	974	20,101	14	15,610	86	
構築物	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	7,034	327	6,707	5	5,550	31	
	減価償却累計額		5,960	277	5,683	4	4,702	26	
	正味価額		1,074	50	1,024	1	847	5	
機械及び装置	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	2,319	117	2,202	1	51	0	
	減価償却累計額		1,956	97	1,859	1	44	0	
	正味価額		363	20	344	0	7	0	
車両及び船舶	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	360	13	347	0	5	0	
	減価償却累計額		285	10	274	0	4	0	
	正味価額		75	3	72	0	1	0	
工具、器具及び備品	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	13,464	641	12,823	9	349	9	
	減価償却累計額		11,173	526	10,646	7	292	7	
	正味価額		2,292	115	2,177	1	57	2	
リース資産	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	112	4	108	0	2	0	
	減価償却累計額		69	3	66	0	1	0	
	正味価額		43	2	41	0	1	0	
土地	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	11,538	534	11,004	7	7,059	39	
	減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	
	正味価額		11,538	534	11,004	7	7,059	39	
建設仮勘定	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	7,728	581	7,146	5	34	2	
	減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	
	正味価額		7,728	581	7,146	5	34	2	
無形固定資産	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	95,288	6,733	88,554	34	951	10	
	減価償却累計額		78,857	5,591	73,266	24	768	8	
	正味価額		16,431	1,142	15,288	10	183	2	
合計	取得価額	—	4,339,931	258,082	4,081,849	2,735	131,436	1,419	
	減価償却累計額		3,567,365	200,460	3,366,905	2,446	104,468	1,130	
	正味価額		772,566	57,622	714,944	289	26,968	289	

(※) 収容局から局外RTIまでの光信号端末伝送路を含む。

メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	加メ タ ル 回 線 の み を 用 い る	上部区間		下部区間	
				(再掲)土木 設備		(再掲)特別 帯域透過端 末回線に係 るもの(※)
営業費	—	0	0	0	0	0.000
(再) 貸倒損失	—	0	0	0	0	0.000
運用費	—	0	0	0	0	0.000
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの:故障修理件数比 ・線路設備(電柱・鉄塔)の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・線路設備(電柱・鉄塔以外)の保守に直接係るもの:芯線長比 ・地中設備の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:上記支出額比	98,715	25,095	7,370	73,620	0.000
共通費	・施設保全費支出額比	5,149	1,309	384	3,840	0.000
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	10,220	2,598	763	7,622	0.000
試験研究費	・取得資産額比	2,337	399	229	1,937	0.000
通信設備使用料	・取得資産額比	16	1	0	16	0.000
租税公課	・正味資産額比	20,055	10,358	7,852	9,697	0.000
減価償却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	42,207	13,380	10,143	28,827	0.000
固定資産除却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	10,718	3,228	2,447	7,491	0.000
(再) 除却損	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,423	633	480	1,790	0.000
合 計	—	189,417	56,368	29,190	133,050	0.000

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル 加入者 回線 のみを用 いる	上部区間		下部区間			
				(再掲) 土木設備		(再掲) 特別帯域透 過端末回線に係る もの(※)		
公衆電話機械設備	-	取得価額	0	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0.000
市内電話機械設備	取得資産額比(線路・土木)	正味価額	0	0	0	0	0	0.000
		取得価額	1,797	860	494	937	0	0.000
市外電話機械設備	-	減価償却累計額	1,670	799	459	870	0	0.000
		正味価額	128	61	35	66	0	0.000
電信機械設備	-	取得価額	0	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0.000
電報機械設備	-	正味価額	0	0	0	0	0	0.000
		取得価額	0	0	0	0	0	0.000
DDX機械設備	-	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0	0.000
画像機械設備	-	取得価額	0	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0.000
OCN機械設備	-	正味価額	0	0	0	0	0	0.000
		取得価額	0	0	0	0	0	0.000
伝送機械設備	取得資産額比(線路・土木)	減価償却累計額	1,534	0	0	1,534	0	0.000
		正味価額	1,226	0	0	1,226	0	0.000
無線機械設備	取得資産額比(線路・土木)	取得価額	3,581	0	0	3,581	0	0.000
		減価償却累計額	3,126	0	0	3,126	0	0.000
電力設備	取得資産額比(線路・土木)	正味価額	455	0	0	455	0	0.000
		取得価額	3,201	150	86	3,051	0	0.000
電話番号案内設備	-	減価償却累計額	2,725	127	73	2,598	0	0.000
		正味価額	476	22	13	454	0	0.000
総合監視システム	取得資産額比(線路・土木)	取得価額	0	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0.000
空中線設備	取得資産額比(線路・土木)	正味価額	76	75	43	1	0	0.000
		取得価額	72	70	40	1	0	0.000
通信衛星設備	-	減価償却累計額	5	5	3	0	0	0.000
		正味価額	230	0	0	230	0	0.000
端末設備	-	取得価額	153	0	0	153	0	0.000
		減価償却累計額	76	0	0	76	0	0.000
線路設備	直接賦課・芯線数比	取得価額	0	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0.000
市内線路設備	-	正味価額	0	0	0	0	0	0.000
		取得価額	2,509,029	998,984	0	1,510,044	0	0.000
市外線路設備	-	減価償却累計額	2,114,355	923,647	0	1,190,708	0	0.000
		正味価額	394,674	75,338	0	319,336	0	0.000
土木設備	管路ケーブル長比	取得価額	0	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0.000
海底線設備	直接賦課	正味価額	1,350,471	1,350,471	1,350,471	0	0	0.000
		取得価額	1,089,068	1,089,068	1,089,068	0	0	0.000
建物	取得資産額比(線路・土木)	減価償却累計額	261,402	261,402	261,402	0	0	0.000
		正味価額	4,300	4,300	0	0	0	0.000
構築物	取得資産額比(線路・土木)	取得価額	4,078	4,078	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	222	222	0	0	0	0.000
機械及び装置	取得資産額比(線路・土木)	正味価額	78,739	35,098	20,138	43,641	0	0.000
		取得価額	58,638	26,044	14,943	32,594	0	0.000
車両及び船舶	取得資産額比(線路・土木)	減価償却累計額	20,101	9,053	5,194	11,047	0	0.000
		正味価額	6,707	2,984	1,712	3,723	0	0.000
工具、器具及び備品	取得資産額比(線路・土木)	取得価額	5,683	2,529	1,451	3,155	0	0.000
		減価償却累計額	1,024	456	261	568	0	0.000
リース資産	取得資産額比(線路・土木)	正味価額	2,202	1,259	722	943	0	0.000
		取得価額	1,859	1,057	607	801	0	0.000
土地	取得資産額比(線路・土木)	減価償却累計額	344	202	116	142	0	0.000
		正味価額	347	227	130	119	0	0.000
建設仮勘定	取得資産額比(線路・土木)	取得価額	274	180	103	94	0	0.000
		減価償却累計額	72	47	27	25	0	0.000
無形固定資産	取得資産額比(線路・土木)	正味価額	12,823	6,682	3,834	6,141	0	0.000
		取得価額	10,646	5,585	3,204	5,062	0	0.000
合計	-	正味価額	2,177	1,097	630	1,079	0	0.000
		取得価額	108	69	39	39	0	0.000
建設仮勘定	取得資産額比(線路・土木)	減価償却累計額	66	42	24	25	0	0.000
		正味価額	41	27	15	14	0	0.000
無形固定資産	取得資産額比(線路・土木)	取得価額	11,004	5,078	2,913	5,926	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0.000
建設仮勘定	取得資産額比(線路・土木)	正味価額	11,004	5,078	2,913	5,926	0	0.000
		取得価額	7,146	3,709	2,128	3,437	0	0.000
無形固定資産	取得資産額比(線路・土木)	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0.000
		正味価額	7,146	3,709	2,128	3,437	0	0.000
合計	-	取得価額	88,554	74,602	42,803	13,952	0	0.000
		減価償却累計額	73,266	62,077	35,617	11,188	0	0.000
合計	-	正味価額	15,288	12,525	7,186	2,764	0	0.000
		取得価額	4,081,849	2,484,549	1,425,514	1,597,300	0	0.000
合計	-	減価償却累計額	3,366,905	2,115,304	1,145,589	1,251,601	0	0.000
		正味価額	714,944	369,244	279,924	345,699	0	0.000

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

設備区分別固定資産明細表

(平成26年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

Table with columns for acquisition value, depreciation, and net value for various asset categories like land, buildings, vehicles, and equipment. Includes sub-totals for each category and a grand total at the bottom.

(参考3)

設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成26年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	指定設備管理部門				
	(端末系伝送路 の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
営業費	19,336	0	0	0	19,336
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	106,359	102,939	553	196	2,670
共通費	6,341	5,401	124	14	802
管理費	12,449	10,709	102	11	1,627
試験研究費	2,719	2,550	164	5	0
通信設備使用料	38	18	18	2	0
租税公課	21,930	21,756	71	6	97
減価償却費	48,804	46,036	895	40	1,834
固定資産除却費	11,571	11,458	78	4	30
(再)除却損	2,666	2,604	42	2	18
合計	229,545	200,867	2,005	277	26,396

(参考4)

設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成26年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等		指定設備管理部門				
		(端末系伝送路の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	O C U	その他	回線管理運営
資産の項目						
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	18,939	1,856	17,083	0
		減価償却累計額	16,271	1,725	14,546	0
		正味価額	2,668	132	2,536	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
正味価額		0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	6,315	1,534	2,517	2,264	
	減価償却累計額	5,666	1,226	2,320	2,120	
	正味価額	649	309	197	144	
無線機械設備	取得価額	3,937	3,581	0	356	
	減価償却累計額	3,458	3,126	0	332	
	正味価額	479	455	0	24	
電力設備	取得価額	7,088	3,446	3,312	329	
	減価償却累計額	6,033	2,934	2,819	280	
	正味価額	1,054	512	493	49	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	94	83	10	1	
	減価償却累計額	88	78	10	1	
	正味価額	6	5	1	0	
空中線設備	取得価額	230	230	0	0	
	減価償却累計額	153	153	0	0	
	正味価額	76	76	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,633,963	2,633,963	0	0
		減価償却累計額	2,208,367	2,208,367	0	0
		正味価額	425,596	425,596	0	0
	市外線路設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
土木設備	取得価額	1,470,469	1,470,469	0	0	
	減価償却累計額	1,185,835	1,185,835	0	0	
	正味価額	284,634	284,634	0	0	
海底線設備	取得価額	4,360	4,360	0	0	
	減価償却累計額	4,131	4,131	0	0	
	正味価額	229	229	0	0	
建物	取得価額	94,318	82,567	5,515	499	
	減価償却累計額	70,159	61,492	4,172	379	
	正味価額	24,160	21,075	1,343	120	
構築物	取得価額	8,013	7,034	456	44	
	減価償却累計額	6,790	5,960	386	38	
	正味価額	1,224	1,074	70	7	
機械及び装置	取得価額	2,596	2,319	18	3	
	減価償却累計額	2,206	1,956	16	3	
	正味価額	390	363	2	0	
車両及び船舶	取得価額	373	360	2	0	
	減価償却累計額	295	285	2	0	
	正味価額	78	75	0	0	
工具、器具及び備品	取得価額	19,826	13,464	324	25	
	減価償却累計額	16,339	11,173	250	20	
	正味価額	3,487	2,292	73	4	
リース資産	取得価額	119	112	1	0	
	減価償却累計額	74	69	0	0	
	正味価額	45	43	0	0	
土地	取得価額	13,332	11,538	599	61	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	13,332	11,538	599	61	
建設仮勘定	取得価額	7,758	7,728	28	3	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	7,758	7,728	28	3	
無形固定資産	取得価額	143,205	95,288	1,033	72	
	減価償却累計額	118,880	78,857	935	61	
	正味価額	24,325	16,431	98	12	
合計	取得価額	4,434,936	4,339,931	30,897	3,658	
	減価償却累計額	3,644,746	3,567,365	25,456	3,234	
	正味価額	790,190	772,566	5,442	424	

(別添1)

光信号端末回線伝送機能予測原価総括表

1. 料金単位 光信号端末回線伝送機能(加入者回線)

2. 原価算定期間 平成28年4月～平成32年3月(4年)とする。

3. 算定方法 料金算定期間における自己資本利益率は以下のとおりとした。
平成27年度:5.12%、平成28年度～平成31年度:5.09%

(単位:百万円)

区分	平成26年度 実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		営業費用					
1. 設備管理運営費	107,040	106,805	107,768	77,436	78,031	76,025	70,977
2. 他人資本費用	3,418	3,418	3,431	3,365	3,329	3,304	3,292
3. 自己資本費用	16,712	16,712	20,024	19,518	19,310	19,167	19,100
4. 利益対応税	9,093	9,093	9,682	8,548	8,457	8,394	8,365
5. 原価(1+2+3+4)	136,263	136,028	140,905	108,867	109,127	106,890	101,734
レートベース	721,412	721,388	724,233	710,118	702,528	697,322	694,892
有利子負債以外の負債の額	53,096	53,094	53,304	52,265	51,706	51,323	51,144
6. 加算料相当コスト	5,904	5,904	6,334	6,433	6,488	6,567	6,715
7. 加算料相当コスト控除後原価	130,359	130,124	134,571	102,434	102,639	100,323	95,019
芯線数(千芯)	3,005	3,005	3,126	3,190	3,215	3,252	3,322
料金(円/芯・月)	3,615	3,609	3,587	2,676	2,660	2,571	2,384

(参考)

加算料相当コストの算定

(1) 接続料の算定に使用した稼働芯線数

区分	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①負担金なしサービス	2,982	3,105	3,172	3,199	3,238	3,311
②専用線等	77	86	95	101	107	114
③フレッツ光(光コラボレーションモデルを含む)	2,385	2,469	2,498	2,477	2,468	2,492
④ダークファイバ(他事業者利用分)	520	550	579	621	663	705
⑤負担金ありサービス	23	21	18	16	14	11
⑥計	3,005	3,126	3,190	3,215	3,252	3,322

(単位:千芯)

(2) 加算料相当コストの算定

区分	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
⑦加算料コスト(①×各年の加算料×12ヶ月)	5,904	6,334	6,433	6,488	6,567	6,715

(単位:百万円)

I. 設備管理運営費 <光信号端末回線伝送機能(加入者回線)>

1. 個別影響考慮前の設備管理運営費の算定

区分	平成26年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		営業費用					
営業費	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	24,096	24,084	25,889	27,029	27,592	27,811	28,669
共通費	2,069	1,892	2,032	2,143	2,244	2,337	2,422
管理費	3,453	3,450	3,704	3,905	4,088	4,256	4,410
試験研究費	3,017	3,015	2,581	2,273	2,257	2,257	2,242
通信設備使用料	7	7	7	7	7	7	7
租税公課	14,038	14,033	14,725	15,093	15,409	15,712	15,999
減価償却費	51,162	51,129	50,707	48,181	45,525	43,243	41,275
固定資産除却費	9,197	9,195	9,157	8,828	8,127	7,165	6,888
(再)除却損	2,869	2,868	2,880	2,791	2,672	2,543	2,470
合計	107,040	106,805	108,802	107,459	105,249	102,788	101,912

※管理対象柱(内部に雨水等の影響で腐食が進みやすい鉄筋を用いた電柱)建替施策による影響額を個別に算定

(単位:百万円)

算定方法
-
<故障修理・工事施工> 前年度値×取得固定資産伸比率 <電柱・土木> 前年度値×契約者数変動率の伸比率 <故障受付・ソフトウェア> 前年度値×取得固定資産伸比率 <上記以外> 前年度値×上記支出額変動率の伸比率 前年度値×施設保全費変動率の伸比率 前年度値×施設保全費変動率の伸比率 前年度値×当年度取得固定資産伸比率 前年度値×取得固定資産伸比率 前年度値×正味固定資産伸比率 光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸比率 光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸比率 光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸比率

1. 設備管理運営費 <光信号端末回線伝送機能(加入者回線)>

2. 個別影響考慮後の設備管理運営費の算定

(1) 個別影響考慮前の設備管理運営費

区分	平成26年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		営業費用					
設備管理運営費 合計	107,040	106,805	108,802	107,459	105,249	102,788	101,912
(再) 租税公課	14,038	14,033	14,725	15,093	15,409	15,712	15,999
(再) 減価償却費	51,162	51,129	50,707	48,181	45,525	43,243	41,275
(再) 固定資産除却費	9,197	9,195	9,157	8,828	8,127	7,165	6,888
(再) 除却損	2,869	2,868	2,880	2,791	2,672	2,543	2,470

(単位:百万円)

算定方法
-
-
-
-
-

(2) 個別影響

区分	平成26年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		営業費用					
企業努力による更なる効率化・費用削減	0	0	▲1,034	▲2,169	▲3,355	▲4,566	▲5,779
償却方法の定額法への移行	0	0	0	▲16,809	▲10,857	▲7,299	▲8,562
コスト把握の精緻化	0	0	0	▲11,045	▲13,009	▲14,899	▲16,593
合計	0	0	▲1,034	▲30,023	▲27,218	▲26,763	▲30,935

(単位:百万円)

算定方法
企業努力による更なる効率化・費用削減の影響額を個別に算定
償却方法の定額法への移行の影響額を個別に算定
主端末回線と分岐端末回線との間のコスト把握の精緻化の影響額を個別に算定

(3) 個別影響考慮後の設備管理運営費

区分	平成26年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		営業費用					
設備管理運営費 合計	107,040	106,805	107,768	77,436	78,031	76,025	70,977
(再) 租税公課	14,038	14,033	14,725	14,327	14,532	14,826	15,256
(再) 減価償却費	51,162	51,129	50,707	26,524	24,532	25,111	25,555
(再) 固定資産除却費	9,197	9,195	9,157	8,327	10,245	9,430	5,713
(再) 除却損	2,869	2,868	2,880	2,676	5,057	5,154	1,926

(単位:百万円)

算定方法
-
-
-
-

Ⅱ. 固定資産 <光信号端末回線伝送機能(加入者回線)>

1. 個別影響考慮前の固定資産価額の算定

(単位:百万円)

	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	算定方法
線路設備		1,341,939	1,365,704	1,382,970	1,399,279	1,414,733	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却額
	電柱	382,497	339,177	296,375	259,381	227,474	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得資産分は半稼動) - 除却損
		260,965	278,071	294,042	308,540	321,695	前年度値 × 契約者数変動率
土木		116,037	123,636	130,758	137,255	143,106	前年度値 × 契約者数変動率
	その他	26,972	27,197	27,350	27,490	27,625	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		6,007	6,057	6,091	6,122	6,152	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
建物		888,103	946,317	1,000,668	1,050,007	1,094,775	前年度値 × 契約者数変動率
		174,078	185,489	196,142	205,813	214,588	前年度値 × 契約者数変動率
		42,015	42,365	42,600	42,813	43,018	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
構築物		10,535	10,623	10,682	10,735	10,787	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		3,603	3,633	3,653	3,671	3,689	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		550	554	557	559	561	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
無形固定資産		50,493	50,893	51,115	51,289	51,449	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		8,732	8,801	8,840	8,871	8,899	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		22,892	23,082	23,207	23,321	23,430	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
その他		14,944	15,068	15,150	15,224	15,295	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		2,636,982	2,737,262	2,825,605	2,906,410	2,980,414	
	合計	710,643	689,405	664,595	643,960	626,862	

※管理対象柱(内部に雨水等の影響で腐食が進みやすい鉄筋を用いた電柱)建替施策による影響額を個別に算定

Ⅱ. 固定資産 <光信号端末回線伝送機能(加入者回線)>

2. 個別影響考慮後の固定資産価額の算定

(1) 個別影響考慮前の固定資産価額

(単位:百万円)

	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	算定方法
正味固定資産価額の合計	710,643	713,380	689,405	664,595	643,960	626,862	—

(2) 個別影響

(単位:百万円)

	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	算定方法
企業努力による更なる効率化・費用削減	0	0	▲298	▲842	▲1,277	▲1,635	企業努力による更なる効率化・費用削減の影響額を個別に算定
償却方法の定額法への移行	0	0	10,962	28,788	45,064	60,443	償却方法の定額法への移行の影響額を個別に算定
コスト把握の精緻化	0	0	0	0	0	0	—
合計	0	0	10,664	27,946	43,786	58,808	

(3) 個別影響考慮後の固定資産価額

(単位:百万円)

	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	算定方法
正味固定資産価額の合計	710,643	713,380	700,069	692,541	687,746	685,670	—

Ⅲ. 需要 <光信号端末回線伝送機能(加入者回線)>

(単位:千芯)

	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
光サービス芯線数	3,005	3,126	3,190	3,215	3,252	3,322
フレッツ光(光コラボレーションモデルを含む)	2,385	2,469	2,498	2,477	2,468	2,492
ダークファイバ	520	550	579	621	663	705
シングルスター	384	401	415	439	463	487
シェアドアクセス	136	149	164	182	200	218
専用線等	100	106	113	117	121	125

・フレッツ光(光コラボレーションモデルを含む)については、下表の契約数に基づき、

ファミリータイプ：8ユーザまでごとに1芯を使用

マンションタイプ：ミニ …… 1棟(最大8ユーザ)あたり1芯を使用

ミニ以外…… 光配線方式は32ユーザ、VDSL方式は16ユーザまでごとに1芯を使用

ベーシック：1ユーザで1芯を使用

・ダークファイバについては、

シングルスター方式：平成27年度は2月末実績の12/11倍とし、平成28年度以降は直近3年間(平成25～平成27年度)の

平均純増数が継続するものとして算定。

シェアドアクセス方式：平成27年度は2月末実績の12/11倍とし、分岐回線数・芯線数それぞれについて、平成28年度

以降は直近3年間(平成25～平成27年度)の平均純増数が継続するものとして算定。

・専用線等については、平成27年度は上期実績の2倍とし、平成28年度以降は直近3年間(平成25～平成27年度)の

平均純増数が継続するものとして算定。

(単位:万契約)

	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
フレッツ光(光コラボレーションモデルを含む)年度末契約数	831	859	889	919	949	979
純増数	45	28	30	30	30	30

(別添2)

光信号端末回線伝送機能予測原価総括表

1. 料金単位
光信号端末回線伝送機能(主配線盤)

2. 原価算定期間
平成28年4月～平成32年3月(4年)とする。

3. 算定方法
料金算定期間における自己資本利益率は以下のとおりとした。

平成27年度:5.12%、平成28年度～平成31年度:5.09%

(単位:百万円)

区分	平成26年度 実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		営業費用					
1. 設備管理運営費	2,579	2,500	2,429	3,222	1,768	1,585	1,435
2. 他人資本費用	45	45	42	35	29	26	24
3. 自己資本費用	221	221	247	204	166	150	138
4. 利益対応税	120	120	119	89	73	66	60
5. 原価(1+2+3+4)	2,965	2,886	2,837	3,550	2,036	1,827	1,657

レートベース	9,536	9,526	8,929	7,429	6,038	5,462	5,009
有利子負債以外の負債の額	702	701	657	547	444	402	369

芯線数(千芯)	3,006	3,006	3,127	3,191	3,216	3,253	3,323
---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

料金(円/芯・月)	82	80	76	93	53	47	42
-----------	----	----	----	----	----	----	----

I. 設備管理運営費 <光信号端末回線伝送機能(主配線盤)>

1. 個別影響考慮前の設備管理運営費の算定

区分	平成26年度 実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	営業費用						
営業費	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	198	198	201	204	206	208	209
共通費	222	143	145	147	148	149	150
管理費	76	76	77	78	79	80	81
試験研究費	178	178	328	160	162	133	125
通信設備使用料	2	2	2	2	2	2	2
租税公課	141	141	132	120	109	101	95
減価償却費	1,744	1,744	1,539	1,277	1,055	895	774
固定資産除却費	18	18	17	16	15	14	14
(再)除却損	7	7	6	6	6	6	6
合計	2,579	2,500	2,441	2,004	1,776	1,582	1,450

※管理対象柱(内部に雨水等の影響で腐食が進みやすい鉄筋を用いた電柱)建替施策による影響額を個別に算定

(単位:百万円)

算定方法
-
前年度値×取得固定資産伸び率
前年度値×取得固定資産伸び率
前年度値×取得固定資産伸び率
前年度値×当年度取得固定資産伸び率
前年度値×取得固定資産伸び率
前年度値×正味固定資産伸び率
FTMは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
FTMは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
FTMは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率

1. 設備管理運営費 <光信号端末回線伝送機能(主配線盤)>

2. 個別影響考慮後の設備管理運営費の算定

(1) 個別影響考慮前の設備管理運営費

区分	平成26年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		営業費用					
設備管理運営費 合計	2,579	2,500	2,441	2,004	1,776	1,582	1,450
(再) 租税公課	141	141	132	120	109	101	95
(再) 減価償却費	1,744	1,744	1,539	1,277	1,055	895	774
(再) 固定資産除却費	18	18	17	16	15	14	14
(再) 除却損	7	7	6	6	6	6	6

(単位:百万円)

算定方法

-
-
-
-
-

(2) 個別影響

区分	平成26年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		営業費用					
企業努力による更なる効率化・費用削減	0	0	▲12	▲30	▲46	▲60	▲73
償却方法の定額法への移行	0	0	0	1,248	37	63	57
コスト把握の精緻化	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	▲12	1,218	▲8	3	▲15

(単位:百万円)

算定方法

企業努力による更なる効率化・費用削減の影響額を個別に算定
償却方法の定額法への移行の影響額を個別に算定
-

(3) 個別影響考慮後の設備管理運営費

区分	平成26年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		営業費用					
設備管理運営費 合計	2,579	2,500	2,429	3,222	1,768	1,585	1,435
(再) 租税公課	141	141	132	110	89	81	74
(再) 減価償却費	1,744	1,744	1,539	2,534	1,109	973	847
(再) 固定資産除却費	18	18	17	16	15	13	13
(再) 除却損	7	7	6	6	6	5	5

(単位:百万円)

算定方法

-
-
-
-
-

Ⅱ. 固定資産 <光信号端末回線伝送機能(主配線盤)>

1. 個別影響考慮前の固定資産価額の算定

(単位:百万円)

		平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	算定方法
機械設備	FTM	31,182	31,761	32,324	32,696	33,036	33,333	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却額
	正味固定資産	4,906	4,226	3,373	2,647	2,124	1,730	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得資産分は半稼動) - 除却損
土木	その他	353	359	362	363	364	365	前年度値 × 契約者数変動率
	取得固定資産	50	51	51	51	51	51	前年度値 × 契約者数変動率
建物	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	前年度値 × 契約者数変動率
	正味固定資産	0	0	0	0	0	0	前年度値 × 契約者数変動率
構築物	取得固定資産	11,555	11,737	11,829	11,876	11,910	11,941	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	2,796	2,840	2,862	2,873	2,881	2,888	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
無形固定資産	取得固定資産	995	1,010	1,018	1,022	1,025	1,028	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	152	154	155	156	156	156	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
その他	取得固定資産	339	344	347	348	349	350	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	71	72	73	73	73	73	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
合計	取得固定資産	46,066	46,880	47,562	47,994	48,378	48,715	
	正味固定資産	9,372	8,762	7,944	7,236	6,725	6,342	

※管理対象柱(内部に雨水等の影響で腐食が進みやすい鉄筋を用いた電柱)建替施策による影響額を個別に算定

Ⅱ. 固定資産 <光信号端末回線伝送機能(主配線盤)>

2. 個別影響考慮後の固定資産価額の算定

(1) 個別影響考慮前の固定資産価額

	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	算定方法
正味固定資産価額の合計	9,372	8,762	7,944	7,236	6,725	6,342	—

(単位:百万円)

(2) 個別影響

	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	算定方法
企業努力による更なる効率化・費用削減	0	0	▲5	▲14	▲19	▲24	企業努力による更なる効率化・費用削減の影響額を個別に算定
償却方法の定額法への移行	0	0	▲644	▲1,304	▲1,353	▲1,414	償却方法の定額法への移行の影響額を個別に算定
コスト把握の精緻化	0	0	0	0	0	0	—
合計	0	0	▲648	▲1,318	▲1,373	▲1,437	

(単位:百万円)

(3) 個別影響考慮後の固定資産価額

	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	算定方法
正味固定資産価額の合計	9,372	8,762	7,296	5,918	5,352	4,905	—

(単位:百万円)

Ⅲ. 需要 <光信号端末回線伝送機能(主配線盤)>

(単位:千芯)

	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
光サービス芯線数	3,006	3,127	3,191	3,216	3,253	3,323
フレッツ光(光コラボレーションモデルを含む)	2,385	2,469	2,498	2,477	2,468	2,492
ダークファイバ	520	550	579	621	663	705
シングルスター	384	401	415	439	463	487
シェアドアクセス	136	149	164	182	200	218
専用線等	101	107	114	118	122	126

・フレッツ光(光コラボレーションモデルを含む)については、下表の契約数に基づき、

 ファミリータイプ：8ユーザまでごとに1芯を使用

 マンションタイプ：ミニ・・・1棟(最大8ユーザ)あたり1芯を使用

 ミニ以外・・・光配線方式は32ユーザ、VDSL方式は16ユーザまでごとに1芯を使用

 ベータシック：1ユーザで1芯を使用

・ダークファイバについては、

 シングルスター方式：平成27年度は2月末実績の12/11倍とし、平成28年度以降は直近3年間(平成25～平成27年度)の平均純増数が継続するものとして算定。

 シェアドアクセス方式：平成27年度は2月末実績の12/11倍とし、平成28年度以降は直近3年間(平成25～平成27年度)の平均純増数が継続するものとして算定。

 専用線等については、平成27年度は2月末実績の12/11倍とし、分岐回線数・芯線数それぞれについて、平成28年度以降は直近3年間(平成25～平成27年度)の平均純増数が継続するものとして算定。

・平均純増数が継続するものとして算定。

平均純増数が継続するものとして算定。

(単位:万契約)

	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
フレッツ光(光コラボレーションモデルを含む)年度未契約数	831	859	889	919	949	979
純増数	45	28	30	30	30	30

(別添3)

光信号主端末回線伝送機能予測原価総括表

1. 料金単位 光信号主端末回線伝送機能(加入者回線)

2. 原価算定期間 平成28年4月～平成32年3月(4年)とする。

3. 算定方法 料金算定期間における自己資本利益率は以下のとおりとした。
平成27年度:5.12%、平成28年度～平成31年度:5.09%

(単位:百万円)

区分	平成26年度 実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		営業費用					
1. 設備管理運営費	89,121	88,883	89,813	53,021	53,930	52,102	46,991
2. 他人資本費用	3,414	3,414	3,422	3,344	3,301	3,271	3,256
3. 自己資本費用	16,693	16,693	19,970	19,399	19,148	18,975	18,889
4. 利益対応税	9,083	9,083	9,655	8,496	8,386	8,310	8,272
5. 原価(1+2+3+4)	118,311	118,073	122,860	84,260	84,765	82,658	77,408
レートベース	720,595	720,573	722,286	705,773	696,642	690,369	687,234
有利子負債以外の負債の額	53,036	53,034	53,160	51,945	51,273	50,811	50,580
6. 加算料相当コスト	5,117	5,117	5,514	4,986	5,029	5,090	5,125
7. 加算料相当コスト控除後原価	113,194	112,956	117,346	79,274	79,736	77,568	72,283
芯線数(千芯)	3,005	3,005	3,126	3,190	3,215	3,252	3,322
料金(円/芯・月)	3,139	3,132	3,128	2,071	2,067	1,988	1,813

(参考)

加算料相当コストの算定

(1) 接続料の算定に使用した稼働芯線数

区分	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①負担金なしサービス	2,982	3,105	3,172	3,199	3,238	3,311
②専用線等	77	86	95	101	107	114
③フレッツ光(光コラボレーションモデルを含む)	2,385	2,469	2,498	2,477	2,468	2,492
④ダークファイバ(他事業者利用分)	520	550	579	621	663	705
⑤負担金ありサービス	23	21	18	16	14	11
⑥計	3,005	3,126	3,190	3,215	3,252	3,322

(単位:千芯)

(2) 加算料相当コストの算定

区分	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
⑦加算料コスト(①×各年の加算料×12ヶ月)	5,117	5,514	4,986	5,029	5,090	5,125

(単位:百万円)

I. 設備管理運営費 <光信号主端末回線伝送機能(加入者回線)>

1. 個別影響考慮前の設備管理運営費の算定

区分	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	営業費用					
営業費	0	0	0	0	0	0
施設保全費	21,311	22,903	23,886	24,296	24,375	25,108
共通費	1,765	1,741	1,841	1,932	2,016	2,094
管理費	2,966	3,192	3,373	3,538	3,690	3,831
試験研究費	2,461	2,015	1,743	1,730	1,732	1,720
通信設備使用料	5	6	6	6	6	6
租税公課	12,958	13,630	14,024	14,368	14,695	15,001
減価償却費	42,406	42,359	40,016	37,849	35,985	34,375
固定資産除却費	5,248	5,170	4,952	4,358	3,482	3,272
(再)除却損	1,322	1,325	1,289	1,221	1,133	1,094
合計	89,121	90,712	89,841	88,077	85,981	85,407

※管理対象柱(内部に雨水等の影響で腐食が進みやすい鉄筋を用いた電柱)建替施策による影響額を個別に算定

(単位:百万円)

算定方法
-
<故障修理・工事施工> 前年度値×取得固定資産伸比率 <電柱・土木> 前年度値×契約者数変動率の伸比率 <故障受付・ソフトウェア> 前年度値×取得固定資産伸比率 <上記以外> 前年度値×上記支出額変動率の伸比率
前年度値×施設保全費変動率の伸比率
前年度値×施設保全費変動率の伸比率
前年度値×当年度取得固定資産伸比率
前年度値×取得固定資産伸比率
前年度値×正味固定資産伸比率
光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸比率
光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸比率
光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸比率

1. 設備管理運営費 <光信号主端末回線伝送機能(加入者回線)>

2. 個別影響考慮後の設備管理運営費の算定

(1) 個別影響考慮前の設備管理運営費

区分	平成26年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	営業費用						
設備管理運営費 合計	89,121	88,883	90,712	89,841	88,077	85,981	85,407
(再) 租税公課	12,958	12,951	13,630	14,024	14,368	14,695	15,001
(再) 減価償却費	42,406	42,359	42,055	40,016	37,849	35,985	34,375
(再) 固定資産除却費	5,248	5,244	5,170	4,952	4,358	3,482	3,272
(再) 除却損	1,322	1,321	1,325	1,289	1,221	1,133	1,094

(単位:百万円)

算定方法

-

-

-

-

-

(2) 個別影響

区分	平成26年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	営業費用						
企業努力による更なる効率化・費用削減	0	0	▲899	▲1,885	▲2,918	▲3,966	▲5,020
償却方法の定額法への移行	0	0	0	▲16,756	▲10,909	▲7,445	▲8,780
コスト把握の精緻化	0	0	0	▲18,179	▲20,323	▲22,469	▲24,613
合計	0	0	▲899	▲36,820	▲34,147	▲33,879	▲38,416

(単位:百万円)

算定方法

企業努力による更なる効率化・費用削減の影響額を個別に算定

償却方法の定額法への移行の影響額を個別に算定

主端末回線と分岐端末回線との間のコスト把握の精緻化の影響額を個別に算定

(3) 個別影響考慮後の設備管理運営費

区分	平成26年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	営業費用						
設備管理運営費 合計	89,121	88,883	89,813	53,021	53,930	52,102	46,991
(再) 租税公課	12,958	12,951	13,630	12,688	12,869	13,134	13,524
(再) 減価償却費	42,406	42,359	42,055	15,434	13,847	14,731	15,331
(再) 固定資産除却費	5,248	5,244	5,170	4,076	6,042	5,256	1,554
(再) 除却損	1,322	1,321	1,325	1,046	3,424	3,514	281

(単位:百万円)

算定方法

-

-

-

-

-

Ⅱ. 固定資産 <光信号主端末回線伝送機能(加入者回線)>

1. 個別影響考慮前の固定資産価額の算定

(単位:百万円)

		平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	算定方法
線路設備	光ケーブル	1,290,811	1,341,908	1,365,854	1,383,564	1,400,524	1,416,872	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却額
		402,729	381,316	336,023	291,769	253,723	221,135	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得資産分は半稼動) - 除却損
	電柱	241,003	260,965	278,071	294,042	308,540	321,695	前年度値 × 契約者数変動率
		107,161	116,037	123,636	130,758	137,255	143,106	前年度値 × 契約者数変動率
土木	その他	26,434	27,030	27,309	27,451	27,585	27,715	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		5,887	6,020	6,082	6,114	6,144	6,174	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		820,168	888,103	946,317	1,000,668	1,050,007	1,094,775	前年度値 × 契約者数変動率
建物		160,762	174,078	185,489	196,142	205,813	214,588	前年度値 × 契約者数変動率
		41,184	42,101	42,531	42,749	42,954	43,151	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		10,327	10,557	10,664	10,719	10,771	10,820	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
構築物		3,531	3,610	3,647	3,665	3,683	3,700	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		539	551	556	558	560	562	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		49,658	50,545	50,980	51,170	51,330	51,456	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
無形固定資産		8,586	8,742	8,818	8,852	8,880	8,903	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		22,444	22,937	23,169	23,285	23,394	23,498	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		14,653	14,974	15,124	15,200	15,270	15,338	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
合計	取得固定資産	2,495,233	2,637,199	2,737,878	2,826,594	2,908,017	2,982,862	
	正味固定資産	710,643	712,275	686,392	660,112	638,416	620,626	

※管理対象柱(内部に雨水等の影響で腐食が進みやすい鉄筋を用いた電柱)建替施策による影響額を個別に算定

Ⅱ. 固定資産 <光信号主端末回線伝送機能(加入者回線)>

2. 個別影響考慮後の固定資産価額の算定

(1) 個別影響考慮前の固定資産価額

	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	算定方法
正味固定資産価額の合計	710,643	712,275	686,392	660,112	638,416	620,626	—

(単位:百万円)

(2) 個別影響

	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	算定方法
企業努力による更なる効率化・費用削減	0	0	▲299	▲847	▲1,282	▲1,641	企業努力による更なる効率化・費用削減の影響額を個別に算定
償却方法の定額法への移行	0	0	10,912	28,693	44,985	60,378	償却方法の定額法への移行の影響額を個別に算定
コスト把握の精緻化	0	0	0	0	0	0	—
合計	0	0	10,613	27,846	43,702	58,737	

(単位:百万円)

(3) 個別影響考慮後の固定資産価額

	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	算定方法
正味固定資産価額の合計	710,643	712,275	697,005	687,958	682,118	679,363	—

(単位:百万円)

Ⅲ. 需要 <光信号主端末回線伝送機能(加入者回線)>

(単位:千芯)

	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
光サービスク線数	3,005	3,126	3,190	3,215	3,252	3,322
フレッツ光(光コラボレーションモデルを含む)	2,385	2,469	2,498	2,477	2,468	2,492
ダークファイバ	520	550	579	621	663	705
シングルスター	384	401	415	439	463	487
シェアドアクセス	136	149	164	182	200	218
専用線等	100	106	113	117	121	125

・フレッツ光(光コラボレーションモデルを含む)については、下表の契約数に基づき、

ファミリータイプ：8ユーザまでごとに1芯を使用

マンションタイプ：ミニ・・・1棟(最大8ユーザ)あたり1芯を使用

ミニ以外・・・光配線方式は32ユーザ、VDSL方式は16ユーザまでごとに1芯を使用

ベーシック：1ユーザで1芯を使用

・ダークファイバについては、

シングルスター方式：平成27年度は2月末実績の12/11倍とし、平成28年度以降は直近3年間(平成25～平成27年度)の平均純増数が継続するものとして算定。

シェアドアクセス方式：平成27年度は2月末実績の12/11倍とし、分岐回線数・芯線数それぞれについて、平成28年度以降は直近3年間(平成25～平成27年度)の平均純増数が継続するものとして算定。

・専用線等については、平成27年度は上期実績の2倍とし、平成28年度以降は直近3年間(平成25～平成27年度)の平均純増数が継続するものとして算定。

(単位:万契約)

	平成26年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
フレッツ光(光コラボレーションモデルを含む)年度未契約数	831	859	889	919	949	979
純増数	45	28	30	30	30	30

その他費用の算定根拠
(NTT西日本)

目 次

I 光信号引込等設備に係る負担額 2

I 光信号引込等設備に係る負担額

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に適用するための負担額

1. 光信号引込等設備の維持等に係る負担額(1光信号引込等設備ごとに月額)

(1) 光信号引込等設備維持負担額

a. (イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの

① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの

区 分	金 額 等	備 考
①年経費	3,886 (単位:円/年)	「H28年度～H31年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)」記載のⅡ.の1-2.(1)のHのaの⑥単芯区間+「H28年度～H31年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)」記載のⅡ.の1-2.(1)のHのaの⑥電柱の単芯区間
②負担額	324 (単位:円/月)	①÷12ヶ月×(1+H28年度～H31年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)」記載のⅩⅠ.料金設定に使用した貸倒率)

b. (イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの

② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの

区 分	金 額 等	備 考
①年経費	3,834 (単位:円/年)	「H28年度～H31年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)」記載のⅡ.の1-2.(1)のHのaの⑥単芯区間+「H28年度～H31年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)」記載のⅡ.の1-2.(1)のHのaの⑥電柱の単芯区間-「H28年度～H31年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)」記載のⅡ.の1-2.(1)のHのaの⑥キャビネット
②負担額	320 (単位:円/月)	①÷12ヶ月×(1+「H28年度～H31年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)」記載のⅩⅠ.料金設定に使用した貸倒率)

c. (7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの

区 分	金 額 等	備 考
①年経費	3,839 (単位:円/年)	a.の①とb.の①についてキャビネット設置率(H26年度実績(キャビネット設置:10.1%、引き通し:89.9%))で加重して算定
②負担額	320 (単位:円/月)	①÷12ヶ月×(1+「H28年度～H31年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)」記載のⅩⅠ.料金設定に使用した貸倒率)